

# 官報

号 外  
国会会議録

令和七年三月十八日

## ○第二百十七回 衆議院会議録 第九号

令和七年三月十八日(火曜日)

議事日程 第八号

午後一時開議

第一 関税法等の一部を改正する法律案  
(内閣提出)

第二 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)

第三 地震防災対策強化地域における地震対策  
緊急整備事業に係る国の財政上の特別措  
置に関する法律の一部を改正する法律案  
(東日本大震災復興・防災・災害対策に  
関する特別委員長提出)

第四 半島振興法の一部を改正する法律案(国  
土交通委員長提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 関税法等の一部を改正する法律  
案(内閣提出)

日程第二 裁判所職員定員法の一部を改正する  
法律案(内閣提出)

日程第三 地震防災対策強化地域における地震  
対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措  
置に関する法律の一部を改正する法律案(東  
日本大震災復興・防災・災害対策に関する特  
別委員長提出)

日程第四 半島振興法の一部を改正する法律案  
(国土交通委員長提出)

衆議院憲法審査会規程の一部を改正する規程案  
(議院運営委員長提出)

重要電子計算機に対する不正な行為による被害  
の防止に関する法律案(内閣提出)及び重要電  
子計算機に対する不正な行為による被害の防  
止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備  
等に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び  
質疑

令和七年三月十八日 衆議院会議録第九号 関税法等の一部を改正する法律案 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

午後一時二分開議

○議長(額賀福志郎君) これより会議を開きま  
す。

日程第一 関税法等の一部を改正する法  
律案(内閣提出)

○議長(額賀福志郎君) 日程第一、関税法等  
の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長井林  
辰憲君。

関税法等の一部を改正する法律案及び同報  
告書  
〔本号末尾に掲載〕

〔井林辰憲君登壇〕

○井林辰憲君 たいま議題となりました法律案  
につきまして、財務金融委員会における審査の経  
過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における内外の経済情勢等に対応  
するため、令和七年三月末に到来する暫定税率等  
の適用期限を延長するとともに、個別品目の関税  
率について見直しを行うほか、特別特恵税率の適  
用対象について後発開発途上国に準ずる国の対象  
国への追加等を行うものであります。

本案は、去る三月六日当委員会に付託され、翌  
七日加藤財務大臣から趣旨の説明を聴取し、十一  
日から質疑に入り、十四日質疑を終局いたしました  
こと。次いで、討論を行い、採決いたしましたこと  
を、本案は全会一致をもって原案のとおり可決す  
べきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたこと  
を申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は  
委員長報告のとおり決するに御異議ありません  
か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。  
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしま  
した。

日程第二 裁判所職員定員法の一部を改正す  
る法律案(内閣提出)

○議長(額賀福志郎君) 日程第二、裁判所職員定  
員法の一部を改正する法律案を議題といたしま  
す。

委員長の報告を求めます。法務委員長西村智奈  
美君。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び  
同報告書  
〔本号末尾に掲載〕

〔西村智奈美君登壇〕

○西村智奈美君 たいま議題となりました法律  
案につきまして、法務委員会における審査の経過  
及び結果を御報告申し上げます。

本案は、裁判所の事務を合理化し、及び効率化  
することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員  
数を四十七人減少しようとするものであります。

本案は、去る三月十一日本委員会に付託され、  
翌十二日鈴木法務大臣から趣旨の説明を聴取し、  
十四日、質疑を行い、討論、採決の結果、賛成多  
数をもって原案のとおり可決すべきものと決しま  
した。

令和七年三月十八日 衆議院會議録第九号

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案 半島

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。  
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(額賀福志郎君) 日程第三は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。

日程第三 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員長提出)

○議長(額賀福志郎君) 日程第三、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員長金子恭之君。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案  
(本号末尾に掲載)

(金子恭之君登壇)

○金子恭之君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

本案は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業の実施状況に鑑み、同地域における地震防災対策の一層の充実強化を図るため、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を五年延長し、令和十二年三月三十一日までとするものであります。

本案は、去る十四日の東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員会において、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(額賀福志郎君) 日程第四は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。

日程第四 半島振興法の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出)

○議長(額賀福志郎君) 日程第四、半島振興法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。国土交通委員長井上貴博君。

半島振興法の一部を改正する法律案  
(本号末尾に掲載)

(井上貴博君登壇)

○井上貴博君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本案は、最近における半島地域の社会経済情勢に鑑み、引き続き半島地域の振興を図るため、所要の改正を行うものであります。その主な内容は、

第一に、目的規定において半島防災及び地方創生等を追加すること、

第二に、地方創生、地域の特性を生かした魅力の増進及び半島防災に係る半島振興の基本理念を定めること、

第三に、国が半島振興基本方針を定めることとするともに、都道府県の半島振興計画についても作成の努力義務化及び記載事項の充実を図ること、

第四に、半島振興対策実施地域に係る配慮規定の拡充を図ること、

第五に、法律の有効期限を令和十七年三月三十一日まで十年間延長することなどであります。

本案は、去る十四日の国土交通委員会において、内閣の意見を聴取した後、賛成多数をもって委員会提出法律案として提出することに決したものであります。何とぞ速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

(賛成者起立)

○議長(額賀福志郎君) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

○議長(額賀福志郎君) 議院運営委員長提出、議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案及び衆議院憲法審査会規程の一部を改正する規程案の両案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(額賀福志郎君) 鈴木隼人君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

○議長(額賀福志郎君) 議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案、衆議院憲法審査会規程の一部を改正する規程案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員長 浜田靖一君。

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○浜田靖一君 たいいま議題となりました両案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、議院に出頭する証人等の旅費及び日当について所要の規定の整理を行うものでもあります。

次に、衆議院憲法審査会規程の一部を改正する規程案は、憲法審査会における参考人の出頭について、オンラインによる出頭を含むものとする旨明記するものであります。

本法律案及び規程案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) これより採決に入ります。まず、議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、衆議院憲法審査会規程の一部を改正する規程案につき採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(内閣提出)及び重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(額賀福志郎君) この際、内閣提出、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案及び重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について、趣旨の説明を求めます。国務大臣平将明君。

(国務大臣平将明君登壇)

○国務大臣(平将明君) 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案及び重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案外一案について、平国務大臣の趣旨説明

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の趣旨について御説明を申し上げます。

まずは、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備、情報通信技術の活用、国際情勢の複雑化等に伴い、そのサイバーセキュリティが害された場合に国家及び国民の安全を害し、又は国民生活若しくは経済活動に多大な影響を及ぼすおそれのある国等の重要な電子計算機のサイバーセキュリティを確保する重要性が増大していることに鑑み、重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のための報告の制度や通信情報の取得等の措置等について定めることにより、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止を図ることを目的とするものであります。

次に、この法律案の内容及び趣旨を御説明申し上げます。

第一に、特別社会基盤事業者が特定重要電子計算機を導入したときの特定重要電子計算機の製品名及び製造者名等の届出の義務を規定するとともに、特別社会基盤事業者が特定重要電子計算機に係る特定侵害事象等の発生を認知したときの報告の義務を規定することとしております。

第二に、内閣総理大臣は、特別社会基盤事業者その他の事業電気通信役務の利用者との間で当該利用者を通ずるの当事者とする通信情報のうち内外通信情報に該当するものを用いて必要な分析を行うこと等を内容とする協定を締結をし、それにより通信情報の提供を受けることができることとしております。

第三に、内閣総理大臣は、国外通信特定不正行為に関係する内外通信、内外通信又は内外通信が電気通信事業者により媒介される国外関係通信に含まれると疑うに足りる場合において一定の要件を満たしたときは、サイバー通信情報監視委員会の一部が複製され、内閣総理大臣の設置する設備に送信されるようにするための措置を講ずることができることとしております。

第四に、内閣総理大臣において取得した通信情報の中から一定の要件を満たす機械的情報のみを選別する措置を講ずる等、取得した通信情報の取扱いについての所要の規定を設けることとしております。

第五に、特別社会基盤事業者による報告等により得た情報、選別された通信情報、協議会を通じて得た情報その他の情報が重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止に有効に活用されるよう、内閣総理大臣が当該情報の整理及び分析を行うこととした上で、整理又は分析した情報について、国の行政機関、特別社会基盤事業者、電子計算機等供給者等に提供する等の所要の規定を設けることとしております。

第六に、内閣総理大臣は、内閣総理大臣及び関係行政機関の長により構成される重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のための情報共有及び対策に関する協議会を組織するほか、当該協議会に、重要電子計算機を使用する者等の必要と認める者をその同意を得て構成員として

令和七年三月十八日 衆議院会議録第九号

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案外一案の趣旨説明に対する平国務大臣の趣旨説明

重要電子計算機

て加えることができることとし、被害防止情報を共有するとともに、所定の事項について協議を行うこと等としております。

第七に、いわゆる三条委員会としてサイバー通信情報監理委員会を設置することとし、その任務として、国等の重要な電子計算機等に対する不正な行為による被害の防止のための措置の適正な実施を確保するための審査及び検査を行うこととしております。

そのほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲において政令で定める日としております。

続きまして、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴い、重大な被害を防止するための一定の警察官又は自衛官による電子計算機の動作に係る措置に関する規定を整備するとともに、サイバーセキュリティ基本法その他の関係法律について所要の規定の整備等を行うものであります。

次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、警察官職務執行法を改正して、警察庁長官が指名する一定の知識及び能力を有すると認められる警察官は、サイバーセキュリティを害することその他情報技術を用いた不正な行為に用いられる電気通信等又はその疑いがある電気通信等を認めた場合であつて、そのまま放置をす

べ人の生命、身体又は財産に対する重大な被害が発生するおそれがあるため緊急の必要があるときは、そのいとまがないと認める特段の事由がある場合を除いてサイバー通信情報監理委員会の承認を得た上で、当該電気通信等の送信元等である電子計算機の管理者その他関係者に対し、危害防止のための通常必要と認められる措置であつて電気通信回線を介して行う電子計算機の動作に係るものをとることを命じ、又は自らその措置をとることができることとしております。

第二に、自衛隊法を改正して、内閣総理大臣は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に規定する重要電子計算機のうち一定のものに対する同法に規定する特定不正行為であつて、本邦外にある者による特に高度に組織的かつ計画的な行為と認められるものが行われた場合において、これにより重大な支障が生ずるおそれが大きいと認められ、かつ、その発生を防止するために自衛隊が有する特別の技術又は情報が必要不可欠であること等により自衛隊が対処を行う特別の必要があると認めるときは、自衛隊の部隊等に当該特定不正行為による当該重要電子計算機への被害を防止するために必要な電子計算機の動作に係る措置であつて電気通信回線を介して行うものをとるべき旨を命ずることができるとしてしております。また、当該措置をとるべき旨を命ぜられた部隊等の職務の執行及び自衛隊又は日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊が使用する一定の電子計算機をサイバーセキュリティを害することその他情報技術を用いた不正な行為から職務上警護する自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法の必要な規定を準用することとしております。

第三に、サイバーセキュリティ基本法を改正して、サイバーセキュリティ戦略本部について、本部長は内閣総理大臣、本部長は本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもつて充てる組織とするとともに、その所掌事務について、重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティの確保に關して国の行政機関が実施をする施策の基準の作成及び当該基準に基づく施策の実施の推進並びに国の行政機関におけるサイバーセキュリティの確保の状況の評価を追加することとしております。

第四に、内閣法を改正して、内閣官房に、内閣官房の事務のうちサイバーセキュリティの確保に関するものを掌理する内閣サイバー官を一人置くこととしております。

そのほか、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴い、情報処理の促進に関する法律、国立研究開発法人情報通信研究機構法、内閣府設置法等について、関連する事務の追加等関係規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行の日とすることとしております。

以上が、重要電子計算機に関する不正な行為による被害の防止に関する法律案及び重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の趣旨であります。(拍手)

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(内閣提出)及び重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(額賀福志郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。國場幸之助君。

(國場幸之助君登壇)

○國場幸之助君 自由民主党・無所属の会の國場幸之助です。

ただいま議題となりました重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案及び重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について、会派を代表して質問いたします。(拍手)

この年末年始、DDOS攻撃と呼ばれるサイバー攻撃により、金融や通信、航空等のサービスの提供に支障が出たことは皆さんの記憶に新しいところだと思えます。今や、サイバー攻撃は見えない災害です。震災や洪水などの自然災害により、電気や通信、水道といった生活に必要不可欠なサービスのない生活が強いられられた経験をお持ちの方も多いと思えます。サイバー攻撃は、そうした状態を人為的かつ大規模に引き起こすものであり、近年は、国家を背景にした活動も見られています。

警察庁の発表によれば、日本に向けられたサイバー攻撃関係の通信のうち九九・四％、すなわち、ほぼ全部が外国発であり、また、国内民間企業が約五百億円という莫大な額の暗号資産を窃取

された事案が、北朝鮮を背景とする組織によるものと特定されているなど、サイバー攻撃は極めて深刻な状況にあり、サイバー安全保障分野での対応能力の向上は焦眉の急と言っても過言ではありません。

総理は、歴代政権で初めてサイバー安全保障担当大臣を設置するなど、この問題への関心は非常に高いと認識しております。

そこで、総理にお伺いします。法律案を議論する前提として、我が国のサイバー安全保障を取り巻く環境についての現状認識、そして、サイバー対処能力の強化への意気込みをお聞かせください。

次に、法案についてお尋ねいたします。

政府は、国家安全保障戦略において、我が国のサイバー安全保障分野での対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させるとの目標の下、能動的サイバー防御の実現及びその実施に必要な体制整備などを方針として掲げました。これを受けて、サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議も行われ、全十三回にわたる議論を経て、提言が取りまとめられたと承知しております。

こうした動きと軌を一にして、自民党としても、累次の提言や選挙公約として制度の早期実現を一貫して訴えてまいりました。私も、自民党の国防部長として国家安全保障戦略の策定に参画し、また、党での検討にも取り組んでまいりましたので、今回、サイバー対処能力強化法案及びその整備法案という形となって国会に提出されたことは、非常に感慨深いものがあります。

このような経緯で取りまとめられたサイバー対処能力強化法案及びその整備法案について、その

意義を平大臣にお伺いいたします。

本法案では、国や基幹インフラ事業者などの重要な電子計算機に対するサイバー攻撃の実態を把握するため、通信の当事者の同意によらずに電気通信事業者から政府が情報通信を取得し、分析していく取組が盛り込まれています。この通信情報の利用は、重要な電子計算機に対するサイバー攻撃の実態を把握し、被害を防止していくために必要不可欠と考えられます。

一方で、政府によって国民の通話やメールが監視されることとなるのではないのか、また、憲法第二十一条の通信の秘密が守られなくなってしまうのではないかとといった不安の声もあります。こうした懸念に対する本法律案の考え方を、平大臣にお伺いします。

また、整備法案においては、安全保障上の懸念を生じさせる重大なサイバー攻撃による被害を未然に防止し、あるいはまた、その拡大を防止するため、サイバー攻撃に用いられるサーバー等に対してアクセス・無害化措置を実施する権限を政府に付与する内容が盛り込まれています。

こうした取組は、国民の安全を確保し、我が国の国益を守る上で重要なものである一方、サイバー攻撃に利用されているサーバー等が外国に所在する場合には、我が国がそのサーバー等に対してアクセス・無害化措置を実施した場合、相手国から、我が国からの先制攻撃だと思われるのではないのかという不安の声もあるようですが、本法律案における考え方を平大臣にお伺いいたします。

本法案が成立すれば、政府は、基幹インフラ事業者からのインシデント報告を受け、その他の情報を含め総合的な分析を行うことで、サイバー攻

撃の対策に有効な情報を民間に対し発信することが期待されます。どのように官民が連携して、我が国全体のサイバーセキュリティを強化していくのか、平大臣にお伺いします。

私は、国の守りは、沖繩が発祥の地である伝統古武道、空手の精神にあると考えています。空手に先手なし。人に打たれず、人打たず、事なきを基とするなり。偉大な空手家は生涯を通じて厳しい鍛錬、修練を通じ強さを追求してきましたが、それは、攻められない、戦いに巻き込まれない究極の強さ、専守防衛の国をつくる思想につながります。サイバーを含む安全保障も同様ではないでしょうか。重要インフラの機能不全や物理的障害を発生させる重大サイバー攻撃は国民の目に見えませんが、それに打たれる前に探知し、未然に防ぐ強さこそ、平和国家の核心です。

サイバー対処能力強化は待ったなし。御賛同いただくことを心から祈念申し上げます。質問とします。

誠にありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣石破茂君登壇〕

○内閣総理大臣(石破茂君) 國場幸之助議員の御質問にお答えいたします。

我が国のサイバー安全保障に関する現状認識と、サイバー対処能力の強化への意気込みについてお尋ねがありました。

国家を背景とした高度なサイバー攻撃への懸念の拡大や、社会全体におけるデジタルトランスフォーメーションの進展を踏まえると、我が国のサイバー対処能力の向上は、まさに喫緊の課題であります。

我が国のサイバー対処能力を抜本的に強化するため、政府として、官民連携の強化、通信情報の

利用、攻撃者のサーバー等へのアクセス・無害化といった、サイバー安全保障分野における新たな取組を実現するための法整備を行うとともに、必要な体制整備と予算措置等により運用面の強化にも取り組んでまいります。これにより、国民の皆様が安全な暮らしと我が国の安全保障を確保してまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をいたさせていただきます。(拍手)

〔国務大臣平将明君登壇〕

○国務大臣(平将明君) 國場幸之助議員より、まず、今回の法案の意義についてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、我が国のサイバー対処能力の向上は、まずまず急を要する課題でございます。本法案は、官民連携の強化、通信情報の利用、攻撃者のサーバー等へのアクセス・無害化の三つを取組の柱とする、能動的サイバー防御を導入するものであります。

サイバー安全保障分野における情報収集、分析能力を強化するとともに、今回の制度整備を実現することによって、官民が連携をし、より早期かつ効果的にサイバー攻撃を把握をして、対応することが可能になると考えております。また、重大なサイバー攻撃の未然防止等のため、アクセス・無害化措置の実施が可能となります。

これらの取組は、国家安全保障戦略に掲げたサイバー安全保障分野の対応能力を欧米主要国と同等に向上させるといふ目標の実現に不可欠なものと考えております。

次に、政府による監視や通信の秘密に関する懸念についてお尋ねがありました。本法案の通信情報の利用は、同意によらずに利

用する場合であっても、国家及び国民の安全の確保などの観点から重要な電子計算機について、それに対して行われる犯罪に当たると不正な行為による被害を防止するという高い公益性があるものであり、他の方法によっては実態の把握や分析が著しく困難である場合に限り行うものであります。また、何人にも閲覧などの知得をされない自動的な方法によって不正な行為に関係があると認められるに足る機械的情報のみが選別され、分析されるものであります。独立機関による検査によってこれらの条件が遵守されることを確保するなど、様々な措置が講じられています。

したがって、政府がサイバー攻撃対策の範囲を超えて国民の通話やメールを監視することはありません。憲法第二十一条の通信の秘密との関係でも、公共の福祉の観点から必要やむを得ない限度の制約にとどまるものであり、問題となるものではありません。

我が国が外国に所在するサーバー等に対してアクセス・無害化措置を実施する場合の考え方についてお尋ねがありました。

アクセス・無害化措置は、サイバー攻撃による被害を防ぐために必要最小限の措置として行うものであり、当該措置を取った場合の影響が最小限となるように措置をすることとなります。

したがって、通常兵器による有形力の行使と同様の深刻な被害を伴うことは想定されず、国連憲章第二条の4が禁ずる武力の行使に当たらないと考えます。その意味で、先制攻撃になることはありません。

なお、御指摘の先制攻撃については、特に国連憲章の下での自衛権の行使に当たっては、武力攻撃が発生していない段階で自ら先に攻撃する先

制攻撃は許されないというのが我が国の立場であることには変わりはありません。

官民連携の在り方についてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、昨今の国家をも背景とした高度なサイバー攻撃への懸念の拡大や、デジタルトランスフォーメーションの進展を踏まえると、個別企業のみ、若しくは民間のみ、官のみでのサイバーセキュリティ確保は困難であります。

このため、本法案では、一たびサイバー攻撃が発生した場合に国家国民の安全性を損なう事態が生じるおそれがある基幹インフラ事業者に対し、インシデント報告等を義務づけるとともに、協議会の構成員に対しても同様のインシデント報告を行うよう協力を求めることとしています。

一方、政府においては、これらインシデント報告に関する情報や、電気通信事業者から提供を受けて選別をした通信情報等を整理、分析をし、その結果を民間企業にも情報提供をすることとしています。

また、例えば、協議会を通じて、サイバー攻撃による被害の防止のための具体的な対策を官民で検討し、対処していくこととなります。

こうした一連の取組を通じて、官民双方の情報共有を促進することで、我が国全体のサイバーセキュリティを強化してまいります。(拍手)

議長(額賀福志郎君) 山岸一生君。

(山岸一生君登壇)

○山岸一生君 立憲民主党の山岸一生です。

会派を代表して、ただいま議題となりましたサイバー安全保障関連法案について、全て石破総理に質問いたします。(拍手)

その前に、石破総理の商品券配付問題について、総理御地元の鳥取県民の方も含め多くの国民が、正直がっかりした、信じられない、時代にそぐわぬと答えるなど、これまでの石破総理のクリーンなイメージが失われていることについて、総理御自身の受け止めと、今後どのように説明責任を果たすお考えか、明確にお答えください。

四年前に初当選して間もなく、私の事務所に通のメールが届きました。地元練馬の実在する支援団体の名前で、資料のリンクが張ってありました。開きかけましたが、日本語が不自然だと感じ、思いとどまりました。後に専門家に見てもらったところ、やはり標的型攻撃メールでした。

野党の新人議員ですら標的になる。政府機関やインフラ事業者への攻撃は桁違いでしょう。国民生活と経済活動を守るため、サイバー防御の強化は待たなし、私も異論はありません。

問題は、具体的なやり方です。この法案は、警察や自衛隊が国内外にある攻撃元に対して無害化措置を取ることを可能とし、その分析のために幅広い通信情報の取得を認めるものです。憲法が保障する通信の秘密を制約し、自衛隊の対外的な権限を拡大するという二つの点で、戦後政策の大転換です。それに見合った精密な法案となっているのか、以下、ただしてまいります。

まず一つ目、人権を侵害するおそれがないかです。

通信の秘密に関わる既存の法律には、通信傍受法があります。これは、裁判官の令状発行を要件として、対象者や通信回線、期間を限定して行います。一方で、本法案は、行政機関だけの判断で幅広く通信傍受法と比べると、手続は緩められ、

範囲は広がっています。

本法案は、サイバー空間において攻撃を防ぐために常時巡回監視するのではなく、何らかの攻撃があったか、攻撃のおそれが疑われる場合に限定をしていると言えるのか、御答弁ください。

政府は、取得するのは機械的情報だけで、メッセージの内容は見えないし、サイバー攻撃に関係のないものはすぐに廃棄するので、プライバシーの侵害はないと説明しています。そう簡単に区別できるのでしょうか。機械的情報とは、メールの場合は判別しやすいですが、ホームページやSNS、またそれ以外のサイバー攻撃の手段となり得る通信において何を指すのでしょうか。そして、機械的情報とやり取りの中身の部分をどのように区別するのですか。加えて、その選別基準はどのように決めるのか、及びその具体的な内容をお答えください。

さらに、ビッグデータとAIの時代である今、中身を見なくても、通信の場所、相手、頻度などのデータ、まさに機械的情報を分析するだけでも、人の関心や行動や関係性を把握できてしまいます。政府が取得する通信情報を国民の行動を把握する目的で使用することはないと約束できますか。また、それは条文のどこに担保されていますか。明確にお答えください。

二つ目、国際的な批判を受けないかも重要です。

サイバー攻撃の発信元はほとんど海外なので、無害化措置とは、海外にあるサーバーやパソコンに対して日本政府が逆攻撃をしかけるということを意味します。相手国から日本に攻撃されたと言われないためには、違法性阻却事由が備わっていないければなりません。無害化措置が違法性阻却事

由に当たるのか、どのような具体的事実があれば違法性阻却事由に当たると政府は考えているのでしょうか。

例えば、二〇二三年に名古屋港がサイバー攻撃で停止した事案がありますが、もし、あれが海外からの攻撃だと判断をし、海外にあるサーバーに無害化措置を実施する場合、どのような違法性阻却事由に該当するのでしょうか。事例に即して説明を求めます。

その上で、無害化措置が行き過ぎることではないのでしょうか。政府は物理的な破壊までではないと説明していますが、例えば、無害化措置によって相手国のサーバーやパソコン、システム全体が機能しない範囲にまで及んで社会インフラに影響を与えてしまう、そのようになれば、相手国から、日本から先制攻撃を受けたとの言い分を与えることにもなりかねず、許容されないのではないのでしょうか。政府が想定する無害化措置の具体例とその限界をはつきりとお示ください。

また、本法案では、警察による無害化措置を第一段としつつ、第二段として自衛隊が、本邦外、つまり国外にある者による特に高度に組織的かつ計画的な行為に対して通信防護措置を取る、いわゆる二段構えになっています。政府は、この第二段の対象は国家を背景とした主体による行為だと説明していますが、条文中、必ずしも明らかではありません。特に高度に組織的かつ計画的な行為を、国家を背景としていない、あるいは国家を背景としていないかどうか分からない主体が行うことは本当にあり得ないのでしょうか。

さらに、特に高度に組織的かつ計画的な行為を、国家を背景としていない、あるいは国家を背景としていないかどうか分からない主体が行っているかどうか分からない主体が行っている

る場合に、自衛隊は無害化措置を取ることができないですか。

また、実際、実務において、攻撃者が国家を背景とした主体であるかどうか、どうやって見極めるんですか。政府にそのような能力はあるんですか。あるいは、同盟国からの情報提供に頼ることもあり得るのでしょうか。併せて明らかにしてください。

三つ目、政府による無害化措置に実効性はあるのでしょうか。

無害化措置、無害化措置と一言で言っていますが、その手段は、では何でしょうか。攻撃の踏み台にされているパソコンやサーバーに対してどういうことをすることなのでしょうか。例えばコンピュータウイルスやマルウェアをそこに感染させたり、あるいは大量にアクセスをするDDoS攻撃もあり得るのでしょうか。具体的にお答えください。

四つ目、民間事業者への負担が重く、かえって経済の妨げにならないようにする必要があります。

政府は、基幹インフラ事業者等との協定によって通信情報取得することとしています。協定は任意のはずなのに、正当な理由がない限り協議に応じなければならぬとあり、事実上の強制になることはありませんか。事業者が同意を拒むことはできるのでしょうか。また、同意を拒んだ場合、不利益はないのでしょうか。御説明ください。

本法案は、基幹インフラ事業者等から事業についての幅広い情報提供を求めています。特にシステム構成や通信機器の名前など、営業の秘密に関わる内容もあります。事業者に過度な負担を強い

ることにのみならず、かえりません。

例を挙げます。法の五条では事業者に特定侵害事象の報告を求めています。その規定は極めて曖昧です。主務省令で定める事象を、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める事項を報告する。これでは事業者には分かりません。具体的な内容を明らかにしてください。

五つ目、全体を通して、民主的な監督は十分でしょうか。

ここまで何ってきた懸念に対応するために重要なのが、手続を厳格かつ民主的に監督することです。本法案では、サイバー通信情報監理委員会を新設し、政府による無害化措置の審査と通信情報取得の審査を担うこととしています。

まず、無害化措置の事前承認にしてお伺いします。事前承認に際し、どのような手続により、どのような項目について政府が申告し、監理委員会にかけられることを想定しているのか、明らかにしてください。

その上でですが、この事前承認は機能するのでしょうか。無害化措置は、緊急の必要がある場合に行うとされていますが、事前承認が義務づけられていない。その上で、承認のいとまがない特段の事由があれば事後通知でよいとしています。つまり、事前承認を求めないケースとは、緊急だが承認のいとまがある場合ということになります。そんな場合が本当にあるのでしょうか。この仕組みでは、事実上、ほとんどが事後通知となってしまうおそれがありますか。事後通知を認める特段の事由とは、具体的にどのような場合を指すのか、お答えください。

また、事後審査や事後承認ではなく、事後通知にとどめているのはなぜですか。監理委員会が、

たとえ事後であったとしても、例外なく審査、承認できるようにはしなかつた理由を、総理、御説明ください。

この監理委員会は、国会に運用状況を報告するとされています。あくまで状況報告です。他方で、特定秘密については、既に衆参両院に情報監視審査会が設置されており、議員に守秘義務を課した上で、特定秘密が適正に管理されているかどうか、必要な情報を提供させたり、調査、審査を行う体制があります。にもかかわらず、本法案では、国会は報告を受けるだけです。

石破総理は、国会の関与はこれと十分とお考えなんでしょうか。国会報告の内容としてどのような項目を想定しているのか、さらには、この法律が適正に運用されているかどうかについて、国会が何らかの方法で関与できるようにしなかつたのはなぜか、併せて説明してください。

以上、質問をしてみました。石破総理におかれては、国民の皆さんの厳しい声を踏まえて、丁寧な答弁を求め、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣石破茂君登壇)

○内閣総理大臣(石破茂君) 山岸一生議員の御質問にお答えをいたします。

私が行いました商品券の配付についてのお尋ねを頂戴いたしております。

お尋ねの件は、法的には問題がないものと認識をしておりますが、様々な御批判、御指摘を受けていることにつきましては、真摯に受け止め、猛省しなければならぬと思っておりますのでございます。

国民の皆様への御理解を得るため、引き続き、誠心誠意、更なる努力を必要だと考えてお

り、国会の場合を含めまして、真摯に御説明をいたしてまいります。

通信情報の取得、利用についてお尋ねがありまして。

本法律案においては、例えば、ほかの方法によつては実態の把握が著しく困難である一定のサイバー攻撃に関係する外外通信が、特定のサーバー等で伝送されていると疑うに足りる場合など、一定の要件を満たした場合に限定して、同意によらずに通信情報を取得できることといたしております。

通信情報のうち、実際に分析の対象となる機械的情報とは、IPアドレスやコンピュータへの指令情報など、コミュニケーションの本質的な内容に当たらない情報を意味いたします。お尋ねのホームページやSNSの場合につきましては、例えば、コンピュータの間で自動で行われる、接続先のウェブページのデータの送信を求められる情報や、その求めを受け入れた旨を知らせる情報が想定されます。

機械的な情報の区別とその選別につきましては、自動的な方法によつて機械的な情報に限定する処理を行うとともに、IPアドレスや指令情報などを用いて、一定のサイバー攻撃に関係すると認めるに足りるもののみを選別することを想定しております。

また、取得した通信情報の利用等については、本法律案の第二十三条におきまして、重大なサイバー攻撃による被害を防止する目的以外の利用を法に定める場合を除いて禁止するとともに、国民の皆様の行動を一般的に把握するような目的で利用されることはございません。

アクセス・無害化措置と国際法との関係について

てであります。

実際の事案に即して仮定の議論を当てはめることは差し控えますが、一般論として申し上げます。外国に所在する攻撃サーバー等へのアクセス・無害化措置が仮にサーバー所在国の領域主権の侵害に当たり得るとしても、例えば、国際違法行為に対し一定の条件の下で対抗措置を取ることに、あるいは国際法上の緊急状態という考え方を援用することは、サイバー空間における国際法の適用についても認められている、このように考えておるところでございます。

この上で、今回の法案に基づくアクセス・無害化措置は、国や重要インフラなどに対します武力攻撃には至らずとも、重大なサイバー攻撃を認知し、人の生命、身体、財産への重大な危害を防止する緊急の必要があるときに、公共の秩序の維持の観点から、警察権の範囲内で、攻撃サーバー等にアクセスして不正プログラムを無害化する措置などを想定いたしております。

このアクセス・無害化措置は、比例原則に基づき、目的を達成するために必要最小限度の措置として行われるものであり、措置の対象となるサーバー等に、物理的被害や機能喪失など、その本来の機能に大きな影響が生ずることは想定いたしておりません。

その上で、措置の実施主体が、あらかじめ外務大臣との協議を行うことにより、国際法上許容される範囲で措置を行うことを確保いたしてまいります。また、措置の適正性を確保する観点から、警察庁長官等の指揮を受けるとともに、原則としてサイバー通信情報監視委員会の承認を受けるといたしております。

自衛隊によるアクセス・無害化措置における特

に高度に組織的かつ計画的な行為、そして当該行為の実施主体の特定についてのお尋ねを頂戴いたしております。

新設いたします自衛隊法第八十一条の三におきまして、本邦外にある者による特に高度に組織的かつ計画的な行為と認められるものが行われた場合を、内閣総理大臣による通信防護措置の発令要件の一つとして規定をいたしております。

その上で、サイバー攻撃の実施主体を説明するものとして用いております国家を背景とする主体とは、あくまで、本邦外にある者による特に高度に組織的かつ計画的な行為の趣旨を簡潔に説明しておるものでございます。

この点、本邦外にある者による特に高度に組織的かつ計画的な行為という要件について、現時点におきましては、国家を背景とする主体による高度なサイバー攻撃が当該要件に該当することを主に想定しております。この組織性、計画性、攻撃手法やその態様といった観点から、本邦外にある者による特に高度に組織的かつ計画的な行為と認められる場合におきましては、内閣総理大臣が自衛隊に通信防護措置を命じることは法文上排除されていないと考えております。

その要件への該当性を判断するに当たりましては、サイバー対処能力強化法案に基づき、政府に集約される、基幹インフラからのインシデント情報や通信情報の利用を通じて得られる情報のほか、防衛省、警察庁などが独自に収集した情報、外国機関から提供される情報なども活用し、総合的に分析、判断していくこととなります。

アクセス・無害化措置の具体的な内容についてのお尋ねです。

アクセス・無害化措置については、サイバー攻撃により重大な被害が発生するおそれがある場合において、攻撃に使用されているサーバー等に対し、ネットワークを介して危害防止のために必要な措置を取ることを想定いたしております。

具体的には、まず、攻撃に使用されているサーバー等に対しまして、遠隔からログインを行い、当該サーバー等にインストールされているプログラムなどを確認した上で、当該サーバー等が攻撃に用いられないよう、インストールされている攻撃のためのプログラムの停止、削除や、攻撃者が当該サーバーなどへアクセスできないような設定変更などの措置を行うことを想定しております。

これらの具体的な手法につきましては、個別具体的な状況に応じて、適切に判断をすることといたします。

基幹インフラ事業者との協定と、インシデント報告に関する主務省令についてのお尋ねであります。

サイバー対処能力強化法案では、基幹インフラ事業者との間で行う協定の締結について、当事者の一方が協議を求めた場合には、正当な理由がない限り、その相手方は協議に応じなければならないとしておりますが、政府が基幹インフラ事業者に対して協定の締結を強制することはなく、協定を締結しなかったとしても不利益はございません。

また、御指摘のサイバー対処能力強化法案第五条に基づく主務省令におきましては、例えば、攻撃の予兆として捉えられる事象の詳細、報告様式、報告期限、被害の状況や攻撃手法等の報告を求める具体的事項等を定めることを想定しております。

基幹インフラ事業者のシステムの設計は業種ごとに大きく異なりますことから、全業種で統一的な基準にいたしますと現実には即さない制度となり事業者には過大な負担をかけてしまうといったおそれもあります。そのため、それぞれの事業者の所管大臣及び内閣総理大臣が、それぞれの事業者ごとに主務省令を定めることといたしております。

なお、経済団体からは、本法案につきまして、経済界の意見も踏まえた内容となっていると評価をいただいているところでありますが、主務省令の制定に当たりましては、引き続き、事業者の御意見を丁寧に向ってまいります。

アクセス・無害化措置に関するサイバー通信情報監視委員会の承認や国会報告の在り方についてのお尋ねを頂戴しております。

アクセス・無害化措置の実施に当たりましては、原則としてサイバー通信情報監視委員会による事前承認、例外的に同委員会への事後通知と必要に応じた勧告等の手続を行うことといたしております。

アクセス・無害化措置の実施に当たって事前承認を得る際には、サイバー攻撃に利用されているサーバー等であると認められた場合、サイバー攻撃による危害の防止という目的を達成するために取り得る措置の内容等を委員会に示し、委員会は、当該承認の求めが適切かどうかを判断することとなります。委員会の委員には、法律や情報通信技術に関して専門的知識などを有する者が就くことから、迅速かつ的確に承認が行われるものと想定をいたしており、事後の通知が常態化することはないと考えております。

令和七年三月十八日 衆議院会議録第九号

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案外一案の趣旨説明に対する山岸一生君の質疑

サイバー攻撃により、基幹インフラ事業者に現に重大な障害が発生している状況等が想定されます。この場合、アクセス・無害化措置も早急に完了する必要がありますと考えられることから、制度上、事後承認を得ることとはいたしておりません。もっとも、通知を受けた委員会は、実施された措置が適切かどうかを確認し、必要に応じて勧告することができるとされており、このような手続を設けることにより、権利の濫用の抑止を図り、措置の適正性を十分に確保することができる、このように考えております。

今回のサイバー対処能力強化法案では、委員会から国会に対する報告規定を設けておりますが、現時点では、例えば、同意によらない通信情報の取得や、アクセス・無害化措置に関する承認の申請や承認をした件数のほか、勧告についてはその概要等も報告することを想定いたしております。その上で、国会においては、現行の国会法の規定に基づく報告等も通じて、法律の施行の状況や運用の適正性を確認いただくこともできるものと考えておる次第でございます。

以上であります。(拍手)

議長(額賀福志郎君) 市村浩一郎君。

(市村浩一郎君登壇)

市村浩一郎君 日本維新の会、市村浩一郎でございます。

会派を代表して、ただいま議題となりましたサイバー安全保障関連二法案について質問いたします。(拍手)

この二法案は、能動的サイバー防御を可能にするための主体や手続等を定めたものであり、我が国の基幹を成す各種主要サーバーやインフラ等へ

のサイバー空間を通じた大規模攻撃を未然に防ぐために措置を講じるものです。

今もなお、世界各地でサイバー攻撃による深刻な被害が発生しています。

幾つか例を挙げれば、台湾では、国家安全局が本年一月にまとめた報告書で、二〇二四年の台湾政府機関に対するサイバー攻撃が一日平均二百四十万回に達し、前年の百二十万回から倍増したと発表しています。

我が国では、警察庁が、令和元年から昨年までに、中国の関与が疑われるハッカー集団が日本の安全保障や先端技術に関する情報を狙ってしかけたサイバー攻撃を二百十件確認しています。この年々開始には、我が国を代表する航空会社や金融機関でサイバー攻撃の被害が発生したことは記憶に新しいところです。来月には大阪・関西万博二〇二五が開催します。万博でもサイバー攻撃に対する十分な警戒が必要です。

これら実際に発生しているサイバー攻撃事案について、何を教訓として、どんな反省をしているのか、具体的な再発防止策はあるのか、また、それらは今回の法案にどう生かされているのか、答弁を求めます。

我が国を含め世界で、間違いなくサイバー空間に危機的状況が存在しています。欧米の主要国は、既に十年以上前から、サイバー安全保障の観点から、この能動的サイバー防御に取り組んでいます。日本政府の対応は悠長だと指摘せざるを得ません。

以下、法案の内容について質問をいたします。能動的サイバー防御は、国が平時から通信を監視し、基幹インフラなどへの攻撃の兆候を探り、その段階で相手の攻撃手段の一部若しくは全体を

無害化する仕組みを指します。能動的サイバー防御を実施するには、二十四時間三百六十五日の常時監視が必要となり、平時の対応が大変重要になります。

今回の法案では、傍受した結果を記録する必要があり。また、海外が絡む通信については、権利制限をして通信傍受を実施できることが定められていますが、通信源の特定については、第三国のサーバーを追う必要があります。国際社会との協調が欠かせません。

第三国のサーバーを平時から監視するのはどのような権限によって行われるのか、国際法上どのような根拠に基づいて行われるのか、あわせて、常時監視に関する法的な制約はどのようなものがあるのか、お答えください。

法案では、サイバー攻撃を無害化する措置は、まず、警察権の行使により、警察が実施することとされています。しかし、警察権とは、国際的には、それぞれの該当国の国内でのみ通用し、他国には及ばないものとされています。そのため、多くの諸外国では、能動的サイバー防御を警察権ではなく自衛権の行使として実行しています。

どうして我が国では自衛権ではなく警察権の行使で対処することになったのでしょうか。また、外国にあるサーバーの監視を日本の警察権で可能なのでしょうか。警察権行使の限界、制約についての見解をお示しくください。我が国が他国に関して警察権を行使することで、他国から国際法に反する行為等と指摘されることはありませんか。これもお答えください。

警察では対処できない高度な攻撃など、一定の条件を満たした場合、自衛隊が警察と共同で対処することになっていますが、自衛隊が主体の対応

は要件が厳しく規定されています。例えば、自衛隊による対処は国家公安委員会の要請が必要になっています。これは、治安出動や海上警備行動にも書かれていないことです。しかも、今回、警察官職務執行法と自衛隊法を併せて改正し、自衛隊が対応する場合も警職法に準じる形にすることとしています。自衛隊の活動には憲法上の制約があるとはいえ、これで本当に有効なサイバー防衛が実行できるのか心配になります。

具体的に、自衛隊はどのような場合に出動し、どのような活動をするのですか。自衛隊出動の際の判断基準と行動原則をお示しくください。また、警察の活動との違いは何かについても明確にお答えください。

大規模なサイバー攻撃をしかけてくる集団は、国家レベル又はそれに準じる資金力、技術力を持っていると考えなければなりません。当然、攻撃の発信源の秘匿や証拠の隠滅についても高度な技術を駆使しており、その対応には相当な困難が予想されます。警察権に制約された自衛隊で国家レベルのサイバー集団に対処できるのか、御認識を伺います。

我が国の能動的サイバー防衛では、警察と自衛隊の役割分担が大切になるとともに、両者の連携が極めて重要になります。両者の役割分担については、シームレスな関係にならなくてはなりません。このシームレスな関係を実現するための措置及び実効性について御答弁を願います。

官民連携も非常に大切です。その点で、事業者に対する配慮についてお尋ねします。

能動的サイバー防衛の推進に事業者がより協力しやすい環境をつくることは、有効な防衛を成功させる大きな鍵になります。協力する民間事業者

に過剰な負担を負わせることがあってはなりません。中でも、事業者が政府に協力した結果、いわれなき批判や中傷を絶対に受けたくないにするための対策が必要だと思いますが、いかがですか。答弁を求めます。

サイバー攻撃等に的確に対応するためには、ふだんからの環境整備が必要ですが、その根幹は人材にあります。サイバー攻撃等への対処に関する十分な知識を持ち、国際的なコミュニケーションを取ることができる人材が求められており、その育成が急務です。

そこで、必要な資質を備えた人材は官民合わせて何人ぐらい必要か、また、それをどのように確保していくのか、お聞かせください。

次に、過剰防衛とならない仕組み、無辜の人々の自由を侵害しないための歯止めについて伺います。

能動的サイバー防衛を実行する場合、慎重の上で慎重を重ねることは当然ですが、それでも標的を誤って攻撃し、無実の者に損害を与えたときのことを想定しておくべきです。攻撃側を誤って認識し、真の攻撃者でない者への停止等の措置を行う可能性についての見解をお示しくください。誤って損害を生じさせた場合、誰がどのように責任を負うのか、最前線の警察官や自衛隊員が責任を負わされることのないか、お聞かせします。

システムへの侵入、無害化措置では、新たに設置される独立機関のサイバー通信情報監理委員会の事前承認が求められますが、承認を得るとまがない場合は、監理委員会への事後の通知で事足りるとする例外規定があります。しかし、サイバー攻撃では、その予兆を把握してから実際の攻撃まで時間的余裕が限られていることが予想され

ます。

原則として事前承認としていても、実際には事後通知が常態化することになりませんか。見解をお示しくください。あわせて、事後通知では十分な歯止めにならないばかりか、重大な措置を進める手順としては明らかに不十分だと思いますが、見解を求めます。

憲法二十一一条は、一項で表現の自由を保障し、二項で検閲の禁止と並んで通信の秘密の保障を規定しています。平時からの監視については、この通信の秘密を侵す懸念もあります。

本法案では、当事者の同意なしに情報を取得することと通信の秘密との整合性について、政府は、サイバー通信情報監理委員会が運用を監視することで逸脱を防ぐ、通信の秘密との整合性は図られるとし、総理も、国民の皆様丁寧に説明すると発言をされています。これまでは、管理者に無断でサーバーに入ることには不正アクセス禁止法で禁じられてきましたので、情報法制の大きな転換であることは間違いありません。

そこで、総理、国民の懸念に対してどう受け止めているのか、その懸念をどのように払拭しようと考えているのか、お答えください。

特に、法案では、我々がふだんからよく使用する電子メールの監視については、対象となる情報を限定するとあります。具体的には、送受信日時、IPアドレス、メールアドレス等が対象で、メールの本文、件名、添付ファイルの内容、名称等は対象外にするというものです。

しかし、メールの件名や本文以外の情報も、重要なプライバシーではないでしょうか。メールアドレス等と通信の秘密との関連について、どのような認識をお持ちですか。お答えください。

さらに、能動的サイバー防衛の実施に関する成果の検証について質問します。

政府の行う施策に関する国民への説明と成果検証を実施することは当然でありますが、特に、本法案は国民的関心が極めて高く、大いに注視しているところです。無害化措置等の実施結果や成果についての情報をどのように公表するのでしょうか。また、成果を検証する仕組みはどのようにお考えでしょうか。御答弁を願います。

私は、本法案提出自体は一つの前進と理解をしています。本法案により、我が国のサイバー空間を通じた情報セキュリティが万全になるとは、ただ考えてはいません。間違っても国民の皆様過度の期待を抱かせることのないように、限界と困難さも率直に伝えるべきだと考えています。今後の課題について、総理の率直な御答弁を願います。

我が国がもたもたしている間に、欧米主要国は何周も先を行っています。こうした現状を受けて、政府は、令和四年十二月に決定した国家安全保障戦略で、重大なサイバー攻撃を未然に防ぐための能動的サイバー防衛の導入により、サイバー防衛能力を欧米主要国と同等以上に向上させると宣言しました。

総理、国家安全保障戦略が目標とするところの欧米主要国と同等あるいは欧米主要国と同等以上というのは、具体的に何を想定しているのでしょうか。

イギリスの国際戦略研究所がまとめた報告書で、サイバー防衛能力があらゆる面で世界をリードすると評価された米国でさえも、政府機関がサイバー攻撃を受ける被害が発生しています。米国のバイデン前大統領は、退任直前の今年一月十六

日、政府機関の通信データの暗号化の強化などを盛り込んだ大統領令を発令しています。

今求められていることは、サイバー空間はゼロトラストだとしてしっかりと認識をし、サイバーセキュリティではなく情報セキュリティに注力することではないでしょうか。守るべきはサイバー空間ではなく、情報のはずです。この法案により、周回遅れを取り戻し、守るべき情報が守れるとお考えでしょうか。見解をお聞かせください。

日本維新の会は、昨年四月二十四日にサイバー安全保障態勢の推進に関する法律案を提出しております。能動的サイバー防衛導入の必要性を強く訴えてきました。この度の法案は、国家におけるサイバー安全保障に不可欠な最小限の法整備に着手したにすぎないという評価でございます。

日本維新の会は、これからも、国民の生命と財産を真に守れる政策を提案し、実現していく決意があることを明確に申し上げ、私の質問を終了いたします。

御清聴、誠にありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣石破茂君登壇)

○内閣総理大臣(石破茂君) 市村浩一郎議員の御質問にお答えいたします。

これまでのサイバー攻撃事案を踏まえた対策についてのお尋ねをいただきました。

近年、機微情報の窃取、重要インフラの機能停止等を目的とする高度なサイバー攻撃に対する懸念が急速に高まっております。国家を背景とした形での重大なサイバー攻撃も日常的に行われるなど、安全保障上の大きな懸念にもなっております。これまで政府におきましては、インターネット

ト利用者によるウイルス対策を始めとするサイバーセキュリティ対策の促進のほか、サイバー攻撃の手の公表や、サイバー攻撃の主体を特定して公表するパブリックアトリビューションなどに積極的に取り組んできたところでありますが、現在の安全保障環境に鑑みますと、我が国のサイバー対応能力の向上はますます急を要する課題であります。

このような認識の下、国家安全保障戦略では、サイバー安全保障分野での対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させることを目標に掲げ、その柱として能動的サイバー防衛を導入することいたしました。

今回の立法措置により、既に欧米主要国で取組が進められている官民連携の強化や、通信情報の利用、アクセス・無害化のための権限付与などを通じ、サイバー攻撃に関連する情報収集、分析能力や、重大なサイバー攻撃への対処能力の大幅な強化が可能となります。

サイバー安全保障分野の政策を一元的に総合調整する新たな組織の下、これらの取組を有機的に連携させることにより、国家安全保障戦略に掲げた目標を実現できますよう取り組んでまいります。

政府による第三国の通信情報の分析についてのお尋ねであります。

今回のサイバー対処能力強化法案におきましては、国外の攻撃用インフラの実態を把握するため、ほかの方法によっては実態の把握が著しく困難である重大なサイバー攻撃に関する通信が存在するに疑うに足る場合に、国外関係の通信情報を取得することができるとしてしております。

自国領域を通る国際通信の取得と利用は、国際法上、一般的に禁止されてはいないと承知しております。現に、欧米各国による国際通信の安全保障目的での取得と利用も、国際法上、問題ないものとして国際的に受け入れられております。

その上で、本法案では、通信情報の取得、分析に関して、一定の機械的な情報のみを自動的な方法により選別して分析すること、独立性の高いサイバー通信情報監視委員会が審査や検査を行うことなどの規定を設けており、通信の秘密との関係において、公共の福祉の観点から必要やむを得ない限度の制約にとどまるものとなっております。

警察権の行使としてのアクセス・無害化措置についてのお尋ねをいただきました。

アクセス・無害化措置は、武力攻撃事態に至らない状況下における対処を念頭に、平素の段階から公共の秩序の維持を目的として実施するものであります。そのため、自衛隊ではなく警察権の行使として、比例原則に基づき、目的を達成するために必要最小限の措置として行うこととしております。

その上で、今回のアクセス・無害化措置に関する国際法上の評価につきましては、それぞれの具体的な状況に応じて判断されますため、一概にお答えすることは困難ですが、我が国に対するサイバー攻撃元となつていない国外に所在するサーバー等に対して我が国が警察権の行使として必要な措置を取ること、国際法上も一定の状況において許容されているものと認識いたしております。

アクセス・無害化措置が、国際法上許容される範囲内で行われることは当然のことであり、措置の実施主体が、警察庁長官又は防衛大臣を通じてあらかじめ外務大臣との協議を行うことによ

り、国際法上許容される範囲で措置を行うことを確保いたしてまいります。

自衛隊によるアクセス・無害化措置の発令に係る判断基準や措置の内容、警察との役割分担についてでございます。

新設する自衛隊法第八十一条の三に基づく通信防護措置は、国や基幹インフラ等の一定の重要な電子計算機に対し、本邦外にある者による特に高度に組織的かつ計画的なサイバー攻撃が行われ、これによる被害を防止するために自衛隊が対処する特別の必要があるときに、内閣総理大臣が当該措置を命ずることとなります。

自衛隊が対処する特別の必要につきましては、個別具体的に判断されることとなりますが、法律上、例えば、対処に当たつて自衛隊の有する特別の技術又は情報が必要不可欠であることといった要件が規定されております。

自衛隊と警察との役割分担につきましては、個別具体的に判断されることとなりますが、警察と同等の権限に基づきつつも、自衛隊は、武力攻撃事態等における高烈度なサイバー攻撃に対処するために構築しておりますサイバー防衛能力や、同盟国、同志国との訓練等によって獲得しているサイバー攻撃対処手法や情報を有しており、これらを活用することで適切に対処をいたしてまいります。

なお、アクセス・無害化措置は、国家安全保障の観点から整合性の取れた形で行われるよう、内閣官房による司令塔としての強力な総合調整の下、警察と自衛隊がシームレスに対処することといたしております。

また、措置の実施に当たりましては、自衛隊と警察は共同で対処することといたしており、我が国全体として万全を期す考えであります。

政府に協力した事業者への批判等への対策、サイバー攻撃等への対処に関わる人材の確保についてのお尋ねであります。

サイバーセキュリティ対策の官民連携を強化するに当たりましては、議員の御指摘のとおり、協力いただいた事業者が批判や中傷を受けないようにすることが重要であります。

このため、サイバー対処能力強化法案におきましては、政府から情報提供を行うときは、通信の当事者その他の者の権利利益の保護に配慮しなければならずとする規定を設けております。

また、サイバーセキュリティ人材の確保を効果的に行うためには、求められる役割、知識等を明確化した上で、それぞれの役割等に応じた人材育成方針を講じることが重要であります。

必要となりますサイバーセキュリティ人材の数について、現時点で政府としての推計値をお答えすることは困難ですが、今後、求められる役割、知識等を明確化する枠組みを整備し、産官学のいづれの分野におきましても人材確保が計画的に進められますよう、早急に取り組んでまいります。

誤った相手方に対するアクセス・無害化措置についてお尋ねをいただきました。

警察及び自衛隊がアクセス・無害化措置を実施するに当たりましては、サイバー攻撃に利用されているサーバー等であると認められた理由、サイバー攻撃による被害の防止という目的を達成するために取り得る措置の内容等をサイバー通信情報監視委員会に示し、委員会は、その承認の求めが改正後の警察官職務執行法等の規定に照らして適切かどうかを判断することとなります。政府といたしましては、万が一にでも誤った相手方に対してア

クセス・無害化措置が行われることのないよう、適切に制度を運用してまいります。

その上で、アクセス・無害化措置は、警察庁長官等の指揮により、比例原則に基づき、目的を達成するために必要最小限の措置として行われるものであり、措置の対象となるサーバー等に、物理的被害や機能喪失など、その本来の機能に大きな影響が生じることは想定いたしておりません。

アクセス・無害化措置を実施した結果につきましては、第一義的には、措置の実施主体が責任を負うものと考えております。

アクセス・無害化措置における事後通知についてのお尋ねであります。

アクセス・無害化措置の実施に当たりましては、サイバー通信情報監視委員会による事前承認を得ることが原則であります。事前承認を得る際は、サイバー攻撃に利用されているサーバー等であると認められた理由、サイバー攻撃による被害の防止という目的を達成するために取り得る措置の内容等を委員会に示し、委員会は、当該承認の求めが適切かどうかを判断することとなります。委員

会の委員には、法律や情報通信技術に関して専門的知識等を有する者が就きますことから、迅速かつ的確に承認が行われるものと想定しており、事後の通知が常態化することはないと考えております。

一方、サイバー攻撃により、基幹インフラ事業者等に現に重大な障害が発生している場合など、委員会の事前承認を得るいとまがないと認める特段の事由があるときは、委員会への事後通知を行うこととしております。通知を受けた委員会は、実施された措置が適切かどうかを確認し、必要に応じて勧告することができることとされており、こ

のような手続を設けることにより、権利の濫用を抑制し、措置の適正性を十分に確保することができると考えております。

サイバー対処能力強化法案に基づく通信情報の取得、分析と通信の秘密との関係についてのお尋ねであります。

サイバー対処能力強化法案に基づく通信情報の利用は、通信当事者の同意によらない場合であっても、国、基幹インフラ事業者等の重要な機能がサイバー攻撃により損なわれることを防ぐという高い公益性があること、他の方法によっては実態の把握、分析が著しく困難である場合に限って通信情報の利用を行うこと、一定の機械的な情報のみを自動的な方法により選別して分析すること、独立性の高いサイバー通信情報監視委員会が審査や検査を行うことなどから、通信の秘密に対する制約が公共の福祉の観点から必要やむを得ない限度にとどまる制度といたしてしております。

また、政府といたしましては、コミュニケーションの本質的な内容ではない機械的情報も、通信の秘密との関係で適切に保護されなければならないと考えております。そのため、御指摘のメールアドレス等については、ほかの情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにする非識別化措置を講じることといたしてしております。

こうした法案の内容につきましては、国民の皆様から広く御理解をいただけますよう、政府の考え方を丁寧に説明いたしてまいります。

アクセス・無害化措置の実施結果の公表や、サイバーセキュリティ対策の今後の課題についてのお尋ねであります。

表につきましては、これにより、攻撃者が対策を講じ、危害の発生を防止できない場合があること、我が国の対処能力が明らかに不足している必要があることなどから、慎重に対処をする必要がございます。

ただし、サイバー通信情報監視委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならぬこととされており、アクセス・無害化措置の事前承認に関する事務の処理状況についても報告することとされているところであります。

アクセス・無害化措置の実施結果については、政府においてしかるべき評価を行い、対処能力の向上につなげていく必要があると考えております。

サイバーセキュリティ対策の今後の課題といたしましては、サイバー攻撃のより一層の複雑化、巧妙化に対応するため、サイバーセキュリティ人材の育成、確保や、必要な体制整備が重要であると考えております。

国家安全保障戦略に掲げた目標の趣旨及び情報の保護についてのお尋ねをいただきました。

今回の制度整備により、既に欧米主要国で取組が進められております官民連携の強化や、通信情報の利用、アクセス・無害化のための権限付与などを通じ、サイバー攻撃に関連する情報収集、分析能力や、重大なサイバー攻撃への対処能力の大幅な強化が可能となります。

今回のサイバー対処能力強化法案及びその整備法案は、我が国の重要な情報を守るためにも重要な法案であり、御可決いただきました場合には、法の効果的な運用に力を尽くしてまいる所存でございます。

以上であります。(拍手)

(議長退席、副議長着席)

○副議長(玄葉光一郎君) 菊池大二郎君。

(菊池大二郎君登壇)

○菊池大二郎君 国民民主党・無所属クラブの菊池大二郎です。(拍手)

まず冒頭、私の地元山形県を始め、今冬は広い範囲で大雪に見舞われ、人身被害や家屋、農業用施設等の被害も多数発生いたしました。また、東北に身を置く者として、先日発災いたしました岩手県大船渡での大規模山林火災は、東日本大震災から十四年目を迎える折に発生した極めて悲惨なものであり、胸が締めつけられる思いです。お亡くなりになられた方々、御遺族様に衷心よりお悔やみ申し上げますとともに、被害に遭われた方々へ心からお見舞いを申し上げます。

政府におかれましては、こうした東北の窮状にしっかりと目を向け、寄り添い、一日も早い復旧復興に向けて全力で取り組まれるよう、心からお願い申し上げます。

それでは、会派を代表して、いわゆるサイバー対処能力強化法案及び同整備法案について質問させていただきます。

国民民主党は、令和四年十二月に国家安全保障戦略が閣議決定される以前から、玉木雄一郎代表を中心に、サイバー安全保障の必要性について提唱するとともに、昨年四月にはサイバー安全保障

法案を国会に提出し、いわゆる能動的サイバー防御の重要性を力強く訴えてまいりました。

この分野において大切なことは単純明快であります。サイバー攻撃は受けたら終わりということですから、受けてから対処するのではなく、これからますます各分野でデジタル化、DX化を加速させ、通信なくして社会が成り立たない状況下において、国民生活を守り抜くことはできません。

この点、政府が、国家安全保障戦略において、特に国や重要インフラなどの安全等を確保するために、サイバー安全保障分野での対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させるとして、能動的サイバー防御を導入することを明記しておりますが、今回の政府案においては、そうした意味での能動的なスタンスは読み取れません。本法案が、政府全体としてサイバー防御能力を強化し、官民連携等を推進する仕組みを構築していく姿勢は評価いたしますが、サイバー安全保障分野における取組は世界的に見ても後進国になっているのではないのでしょうか。

そこで、この分野における我が国のレベルを総理はどのように認識されておりますか。また、我が党が掲げ、政府においても戦略と位置づける能動的サイバー防御の必要性や今後の取組についてはどのようにお考えですか。欧米主要国と同等以上の対応能力に向上させるわけですから、そうした各国の水準と同様の措置を講じるべきと考えますが、総理の御見解をお伺いいたします。

次に、本法案では、政府と民間事業者の連携強化が重要な柱の一つとされていますが、大前提として、我が国へのサイバー攻撃の状況や対応の必要性について、民間事業者のみならず、国民レベルで理解を醸成していくことが必要と考えます。

この点、先ほど紹介しましたように、重要インフラ等がたたび機能不全に陥れば、国民生活への影響や経済的損失は計り知れませんし、国立研究開発法人情報通信研究機構が観測したサイバー攻撃関連の通信数は、平成二十七年の年間約六百三十二億回から、令和五年は約六千九百九十七億回と、ほぼ十倍に増加したとのことでした。

そこで、近年のサイバー攻撃による被害件数及び経済的損失は分野ごとにどのような実態にあるのでしょうか。また、そうした実態に対して、これまで政府としてどのような取組を実施されてきたのか、その成果と課題について、坂井大臣及び平大臣にお伺いいたします。

この点、サイバー攻撃によって被害に遭った民間事業者は、イメーჯダウンや防御レベル等について周知されることを懸念、警戒することも想定され、こうした企業心理を考慮した政府主導の官民連携が求められると考えます。また、インシデント報告などが事業者等にとって過度の負担にならないように、窓口の一本化やフォーマツトの統一、情報共有等に係るガイドラインを示すなど、事業者等への相談体制の整備や配慮も重要であります。

加えて、大多数を占める中小企業等への支援も重要であり、企業のサイバー対策投資を促進するための税制上のインセンティブ、セキュリティクリアランス制度の活用に向けた制度設計をいかに図るかが問われていると言えます。

以上の点を踏まえ、官民連携の在り方について、総理にお伺いいたします。

さて、本法案の実効性を担保する上で欠かせないのが、サイバー防御等に係る専門性の高い人材の育成と確保であり、まさに人づくりは国づくりであります。

この点、昨年十二月、参議院における令和五年度決算に関する代表質問にて、我が党の浜口誠政調査会長が、世界デジタル競争力ランキングによれば、日本が過去五年間で四ランク低下し、六十七か国・地域中三十一位になっていることを紹介し、デジタル人材の育成強化が喫緊の課題であることを指摘されました。総理からは、有識者会議における提言を踏まえ、サイバー攻撃への対処に当たる優れたデジタル人材の育成、確保に一層努めてまいりたいとの答弁がございましたが、具体的に、サイバーセキュリティ分野への人材の流入や育成に向けてどのように取り組まれていられるのでしょうか。

この点、同等以上の処理能力を目指す、いわば目標とも言える欧米諸国との連携を密にし、様々なノウハウを入手し共有する場の提供を日本側から呼びかけ、人材交流等を積極的に働きかけていくことで人材の育成を図っていくことも手法としてはあり得るのではないかと考えますし、現に経団連は、英国の国家サイバー諮問委員会と情報共有や人材育成で協力していく合意を締結し、取組を進めています。

以上を踏まえ、人材の育成、確保に関する考え方について、総理にお伺いいたします。

次に、組織、人事の点からお伺いいたします。本法案によれば、これまでのサイバーセキュリティ協議会を廃止し、新しく、情報共有、対策のための協議会を設置することですが、これまでの同協議会の取組をどのように検証されているのか、また、新しく設置する協議会との違いは何か、どのような部分を強化していくのか、お伺いいたします。

また、サイバー攻撃の実態を把握するため、通

情報報を利用、分析する審査及び承認等の権限を新たに設置される独立機関であるサイバー通信情報監視委員会に付与し、委員長及び委員四人をもつて組織することですが、単なる政府の追認機関とならぬような人選や組織形成が不可欠と考えますが、どのような基準で選考し、組織化を図るお考えでしょうか。

一方で、承認に過度な時間を要しては、即応性が求められる緊急事態において被害が拡大してしまうおそれがあるため、事後通知という手続も想定されておりますが、具体的な運用方法はどのようなものでしょうか。

また、同委員会は、所掌事務の処理状況について、国会に報告し、その概要を公表することとしておりますが、事前、事後の承認件数等を明確にするほか、事前承認が形骸化しないか、政府が取得した情報が目的外の使用に及んでいないかなどの調査等を含めて定期的に報告するなど、可能な限り国民の知る権利に応え、国民から信頼される制度が構築されるような運用が重要と言えますが、どのようにお考えでしょうか。

加えて、サイバーセキュリティ戦略本部を改組し、その機能強化を図っていくとのことですが、関係省庁や地方公共団体並びに有識者から構成されるサイバーセキュリティ推進専門会議に期待される役割や責任範囲につき不透明であるほか、新たに内閣官房に設置される内閣サイバー官についても、国家安全保障局長を兼務させることを含めた設置の狙いと具体的な権限、人事の考え方などについて示されるべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、各省庁におけるサイバー攻撃に関する高い専門性を有する人材の配置がかなうのが懸念

されますし、そもそも、我が国の公務員の人事制度は定期的な部局異動が伝統であるゆえ専門性を向上させる土壌があるとは言えず、こうした点を克服し、洗練された専門家集団をいかにして形成していくかが鍵です。また、横断的なサイバーセキュリティ部局が、物理的にも独立し、同一の場所でも協働できるような環境や、データセンターといったインフラを整備していくことも必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上の点を踏まえ、組織、人事に関する総理の見解をお伺いいたします。

なお、アクセス・無害化措置において実施主体となる警察庁長官が指名するサイバー危害防止措置執行官の選定や、各都道府県警察本部も踏まえたい体制の構築、並びに自衛隊における専門部隊の強化について、坂井大臣及び中谷大臣にそれぞれお伺いいたします。

次に、通信情報の利用及びアクセス・無害化措置について、本法案によれば、国内を経由し伝送される国外から国外への通信、国外から国内への通信、国内から国外への通信について、基幹インフラ事業者等の同意によらずして、前述のサイバー通信情報監視委員会の承認を受けることを要件に、内閣総理大臣は、自動的な方法による機械的情報を選別、取得し、それ以外のものは直ちに消去されることですが、具体的にどのような態様でなされるのでしょうか。

この点、近年、攻撃の高度化に伴い、前述の単純なインテイクーター情報の共有では検知や対策が困難であるため、実効性のある運用となり得るのかという懐疑的な意見もありますが、どうお考えでしょうか。

また、内閣総理大臣は、必要がある場合には、

外国の政府等に対して分析情報を提供することができるとしておりますが、片務的な印象もあり、その真意は何でしょうか。

加えて、サイバー攻撃による重大な危害を防止するため、警察、自衛隊による措置等を可能とし、その際の適正性を確保するための新しい手続として、攻撃元へのアクセスは原則警察が行い、高度に組織的かつ計画的な行為については自衛隊が共同で対処に当たるとしておりますが、警察と自衛隊の組織間連携をどのように図っていくか、お伺いいたします。

一方で、国家安全保障の観点から整合性の取れた形で実施される必要性から、内閣官房が国家安全保障局とも連携しつつ司令塔機能を発揮することですが、緊急事態時における指揮命令システムをどのように整理し、即応性を確保するのでしょうか。

以上の点につき、総理にお伺いいたします。

次に、いわゆる能動的サイバー防御を導入する場合、憲法二十一条に規定される通信の秘密との整合性の確保、刑法及び不正アクセス禁止法や電気通信事業法等の改正も必要であると考えます。

同様に、サイバー攻撃の監視、特定、対抗措置を行うためには国外でのサイバー活動が必要となりますが、その許容性や課題につき、国際法上の観点も踏まえて、どのように認識されておられるのか、また、本法案における通信の秘密に対する配慮についての評価や、能動的サイバー防御に対する国民の理解と協力の観点も併せて、総理にお伺いいたします。

さて、サイバー攻撃は国際的な問題かつ我が国単独での対処には限界があり、各国との連携強化が不可欠ですが、本法案では国際協力等に関する

具体策や考え方について十分な記載がありません。

そこで、攻撃元へのアクセス・無害化につき、相互理解が得られるような関係性の構築、サイバー演習等の実践を視野に入れた同盟国や同志国との連携を深めるための戦略をどのようにお考えなのか、総理にお伺いいたします。

結びに、本法案は、我が国のサイバーセキュリティを強化する重要な一歩であります。

一方で、我が党が掲げる能動的サイバー防御の導入や、緊急事態における迅速的な対応を可能とする体制の確立と強化、アメリカやNATOとの協力的体制の構築、虚偽情報の拡散が国家国民の安全に及ぼす影響についての調査研究及び必要的措置の実施等の政策実現に向けては道半ばでありますので、引き続き積極的な議論を展開していく覚悟です。

政府におかれましては、本法案の提出を機に、関係法令も含めて不断の見直しと改善に努められますよう心からお願い申し上げます。また、地元山形、東北の復興復旧に向けても力強く、私も微力ではありますが取り組んでまいりますことをお誓いを申し上げます。会派を代表しての質疑とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣石破茂君登壇)

○内閣総理大臣(石破茂君) 菊池大二郎議員の御質問にお答えを申し上げます。

近年、機微情報の窃取、重要インフラの機能停止等を目的とする高度なサイバー攻撃に対する懸念が急速に高まっております。国家を背景とした

形での重大なサイバー攻撃も日常的に行われるなど、安全保障上の大きな懸念となっております。これまで政府におきましては、インターネット利用者によるウイルス対策を始めとするサイバーセキュリティ対策の促進のほか、サイバー攻撃の手法の公表や、サイバー攻撃の主体を特定して公表するパブリックアトリビュションなどに積極的に取り組んできたところでありますが、現在の安全保障環境に鑑みますと、我が国のサイバー対応能力の向上はますます急を要する課題であります。

このような認識の下、国家安全保障戦略では、サイバー安全保障分野での対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させることを目標に掲げ、その柱として能動的サイバー防御を導入することいたしました。

今回の立法措置により、既に欧米主要国で取組が進められている官民連携の強化や、通信情報の利用、アクセス・無害化のための権限付与などを通じ、サイバー攻撃に関連する情報収集、分析能力や、重大なサイバー攻撃への対処能力の大幅な強化が可能となります。

サイバー安全保障分野の政策を一元的に総合調整する新たな組織の下、これらの取組を有機的に連携させることにより、国家安全保障戦略に掲げた目標を実現できますよう取り組んでまいります。

官民連携の在り方についてであります。国家を背景とした重要インフラに対する高度なサイバー攻撃への懸念の拡大や、社会全体におけるデジタルトランスフォーメーションの進展を踏まえ、官のみあるいは民のみでサイバーセキュリティを確保することは極めて困難であります。

このため、今回のサイバー対処能力強化法案におきましては、政府が事業者の同意を得て情報を収集し、これを整理、分析するとともに、サイバー攻撃による被害の防止に必要な情報を政府が事業者へ提供するなど、官民双方での情報共有を推進することとしております。

このような取組の実施に当たりましては、被害を受けた事業者に対する風評等への配慮、事業者にとつて過度な負担とならないような制度運用、一定の機微な情報についても適切な情報管理の下で事業者が取り扱えるようにするためのセキュリティクリアランス制度の活用等も重要であり、この法案が可決された場合には、こうした点にも十分に留意の上で、施行に向けた準備を進めてまいります。

サイバーセキュリティ人材の育成、確保についてでございますが、サイバー攻撃の脅威が深刻化する中、サイバーセキュリティ人材の確保や育成は重要な課題であると認識をいたしております。

政府といたしましては、今後、御指摘の有識者会議からいただいた提言も踏まえ、サイバーセキュリティ人材に求められる役割、知識等を明確化することで長期的なキャリアパスの明示を図るとともに、経営層のサイバーセキュリティの重要性に対する理解を促進し、サイバーセキュリティ人材の地位向上や処遇の改善等につなげてまいりたいと考えております。

また、本年一月には国際的な人材の流動化を視野に入れたサイバーセキュリティ人材に関する国際的な連合へ参画するなど、国際連携の強化にも取り組んでおります。これらの取組により、官民、国内外の垣根を越

えた人材育成を進め、我が国の対処能力の向上につなげてまいります。

サイバーセキュリティ協議会と新しく設置する協議会についてのお尋ねがありました。

お尋ねのサイバーセキュリティ協議会は、サイバーセキュリティ基本法に基づくものであり、官民が相互に連携し、サイバーセキュリティの確保に資する情報を迅速に共有することにより、サイバー攻撃による被害の予防と拡大防止に一定の成果を上げてきたものと認識いたしております。

このサイバーセキュリティ協議会とは異なり、今回のサイバー対処能力強化法案における情報共有及び対策に関する協議会については、政府が新たな権限の下で収集した情報を内閣総理大臣が整理、分析し、その結果をサイバー攻撃による被害防止のために協議会の構成員に共有する旨が規定されております。

また、政府が保有する秘匿性の高い情報についても共有できるよう、協議会の構成員による安全管理措置を決定したほか、守秘義務違反に対する罰則の引上げも行っております。

さらに、この協議会におきましては、サイバー攻撃の目的や背景などの一定の機微な情報についても取り扱うことを想定していることから、その構成員の選定に当たっては、重要経済安保情報保護活用法のセキュリティクリアランス制度も活用して、適切な情報管理がなされますよう取り組んでいく考えであります。

サイバー通信情報監視委員会についてのお尋ねであります。

サイバー通信情報監視委員会の委員長と委員は、法律あるいはサイバーセキュリティ等に関する知識及び経験並びに高い識見を有する者で、人格が高潔であるもののうちか

ら、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命することとされており、これにより適切な人選を行うこととなります。

委員長と委員は、独立してその職権を行うこととされており、拘禁刑以上の刑に処されるなどの場合を除いては罷免されることがないとされるなど、十分な独立性を確保することとしております。

お尋ねのアクセス・無害化措置の事後通知につきましては、例えば、サイバー攻撃により基幹インフラに既に重大な障害が発生しており、迅速に対処する必要がある場合など、委員会の事前承認を得るいとまがないと認める特段の事由がある場合に行うこととしております。

委員会による事務の処理状況につきましては、毎年、国会への報告を行うとともに、その概要を公表することといたしております。制度の信頼性を確保するという観点も踏まえ、適切に国会報告等を行ってまいります。

サイバーセキュリティ戦略本部及び内閣サイバー官についてであります。

政府一丸となつてサイバーセキュリティ対策を推進するため、今般のサイバーセキュリティ基本法の改正により、これまで一部の大臣に限られていたサイバーセキュリティ戦略本部の構成員を全大臣とすることとしております。これにより、全省庁が、新たな本部の方針等に基づき、それぞれの所管分野において施策に取り組むこととなります。

これまで戦略本部の構成員とされていた民間有識者につきましては、今般の立法措置により、全閣僚から成る新たな戦略本部の下に設置されるサイバーセキュリティ推進専門家会議の構成員とす

ることとしたしております。この推進専門家会議は、新たな戦略本部がサイバーセキュリティ戦略の案を作成する場合などに意見を述べることとなります。

地方公共団体につきましては、これまでと同様に、国との適切な役割分担の下、自主的に施策を実施することとなります。

内閣サイバー官は、我が国のサイバーセキュリティの確保を担う司令塔とすべく、強力な企画立案、総合調整を行う権限を有するものとして置かれるものであります。また、国家安全保障局長を兼ねますことで、内閣官房に置かれる新組織と国家安全保障局長の緊密な連携の実現を図っております。その人選に当たりましては、内閣総理大臣として、適材適所の観点から、ふさわしい人物を登用する考えであります。

政府におけるサイバー専門人材の育成とサイバーセキュリティ部局の環境、インフラ整備についてでございます。

政府におけるサイバー専門人材につきましては、内閣官房に新たに設置されるサイバー対策の司令塔組織において、関係省庁からサイバーセキュリティ等の知識経験が豊富な職員を受け入れ、研修、諸外国との交流、官民連携などを通じて、更なる能力の向上を図ってまいります。また、政府一体となった政策運営を通じて省庁横断的なネットワークを構築することにより、新たな知見や技能の共有、効果的な取組の普及などを推進し、専門性の高い人材の育成につなげてまいります。

サイバーセキュリティ部局の環境、インフラ整備につきましては、昨年十一月に有識者会議からいただいた提言も踏まえ、関係省庁でそれぞれ

中核となつている関係部局が物理的に同じ場所で開催することや、関係省庁の連携を支える情報インフラを整備することなど、必要な取組を進めてまいります。

通信情報の選別や提供についてのお尋ねを頂戴をいたしました。

お尋ねの通信情報の選別は、まず、サイバー攻撃に関係があると認めるに足りるサーバー等のIPアドレスやマルウェアの指令情報等を選別いたします。その上で、選別された通信情報の中から、不正な行為に関係していると認めるに足りる機械的な情報のみを抽出いたします。この作業が終了したときは、抽出された機械的な情報を除き、全ての通信情報を確実に消去いたします。これらの作業は、最終的に消去されることとなる通信情報が何人にも知得されないよう、自動的な方法により行うこととなります。

こうして抽出された情報は、サイバー攻撃に悪用されている電子計算機の実態や不正な指令情報等を伝達する通信の実態を把握するために、十分に有効なものであると考えております。

また、御指摘の外国政府等への通信情報の提供につきましては、我が国の重要な電子計算機等に対するサイバー攻撃の被害の防止にもつながるよう、外国政府と緊密に連携協力していくことを念頭に置いたものであり、片務的な提供を意図しているものではございません。

アクセス・無害化措置における警察と自衛隊の組織間連携等についてでございますが、特に高度に組織的かつ計画的なサイバー攻撃に対して、警察と自衛隊が共同して対処するに当たりましては、アクセス・無害化についての連携要領を定め

るとともに、平素から両機関の間で円滑な情報共有を行うなど、組織間連携を図ってまいります。

外国に所在する攻撃サーバー等へのアクセス・無害化措置は、国家安全保障に関するものであることから、関係閣僚が一堂に会する国家安全保障会議において迅速に議論し、対処方針等を定めることといたします。

その上で、サイバー安全保障担当大臣の指導に基づき、内閣官房に設置する新組織と国家安全保障局、NSAが連携して総合調整機能を発揮し、統一した方針の下で、警察と自衛隊が緊密に連携して対処することといたします。

また、国際法との関係についてであります。

まず、国際法との関係については、自国領域を通る国際通信の取得と利用は、国際法上、一般的に禁止されていないと承知をいたしております。現に、欧米各国による国際通信の安全保障目的での取得と利用も、国際法上問題ないものとして国際的にも受け入れられております。

個別のアクセス・無害化措置に関する国際法上の評価につきましては、それぞれの具体的な状況に応じて判断されるため、一概にお答えすることは困難ですが、外国に所在する攻撃サーバー等にアクセスし、これを無害化する際、国際法上許容される範囲内で行うのは当然のことです。

このため、国際法上禁止されていない合法的な行為に当たる場合や、仮にサーバー所在国の領域主権の侵害に当たり得るとしても、その違法性を阻却できるような措置に限って無害化措置を実施することとなります。これを確保する観点から、措置の実施主体は、警察庁長官又は防衛大臣を通

じて、あらかじめ外務大臣と協議をしなければならぬことといたしております。

国内法との関係についてであります。憲法第二十一条の通信の秘密との整合性についてのお尋ねがございました。

サイバー対処能力強化法案に基づく通信情報の取得、分析は、取得した通信情報の中から自動的に方法により機械的な情報のみを選別して分析対象とするなどといったしております。このように、通信の秘密に対する制約が公共の福祉の観点から必要やむを得ない限度にとどまるものとなるような制度といたしております。通信情報の取得、分析、アクセス・無害化措置などの一連の行為は、今回の法整備の結果、法令に基づく行為として行われることとなることから、御指摘の刑法、不正アクセス禁止法等の改正は不要であります。

こうした法案の内容につきましては、国民の皆様方から広く御理解をいたいただけますよう、政府の考え方を丁寧に説明をいたさせていただきます。

アクセス・無害化措置に関する同盟国、同志国との連携、深化についてであります。

サイバー空間における脅威には、どの国も一国だけでは対応できません。自国の体制及び能力を強化するとともに、同盟国、同志国と連携して対応していくことが重要であります。

これまでも、我が国では、サイバー攻撃への対処の一環として、同盟国、同志国と共同でパブリックアトリビューションを実施するほか、米国の開始とする諸外国の間でサイバー攻撃への対処に関する演習や協議を行うなど、国際的な連携強化を図ってきたところであります。

今般の立法措置により、我が国としてアクセス・無害化措置の実施が可能となりますが、効果

的に制度を運用いたしますため、同盟国、同志国とは情報収集、分析の段階からより一層の連携確保に努めてまいります。

残余の御質問につきましては、関係大臣から答弁を申し上げます。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣坂井学君登壇)

○国務大臣 坂井学君 近年のサイバー攻撃による被害の実態と、これまでの取組による成果と課題についてお尋ねがありました。

近年におけるサイバー攻撃について、例えばランサムウェアの被害について見ますと、令和六年の警察への報告件数は二百二十二件と引き続き高水準で推移しているほか、大企業のみならず中小企業も攻撃を受け、業種別でも製造業を含む様々な分野における被害が確認されております。

また、北朝鮮を背景とするサイバー攻撃グループによる攻撃により、我が国の暗号資産交換業者から約四百八十二億円相当の暗号資産が取られたことも確認しております。

警察におきましては、これまでも、サイバー特別捜査部を中心とした国際共同捜査によるランサムウェア被疑者の検挙、北朝鮮を背景とするサイバー攻撃グループによる暗号資産交換業者への攻撃に関する注意喚起を行うなど、検挙と抑止の両面から取組を推進してきたところであります。

警察といたしましては、引き続き、体制や資機材の整備を図ることにより、このような取組を強力に推進していくとともに、必要な人材の育成、確保を更に加速化させるなど、国家公安委員会の管理の下、サイバー対処能力の一層の向上を図っていくよう警察庁を指導してまいります。

能動的サイバー防御に関し、アクセス・無害化

措置の実施主体となるサイバー危害防止措置執行官の選定や体制の構築についてお尋ねがありました。

アクセス・無害化措置については、その適正な実施を確保する観点から、措置に必要な知識及び能力を有する警察官をサイバー危害防止措置執行官に指名し、その者に限って措置を行うことができることとしております。

警察においては、これまでも、都道府県警察を含め全国で三千四百人のサイバー人材がサイバー部門において専従し、高度な知見と経験を積み重ねており、その中から、情報技術やサイバーセキュリティに関する高度な専門的知識、能力を有しているかなどの観点を総合的に勘案して、適切な警察官をサイバー危害防止措置執行官に指名し、アクセス・無害化措置を実施する体制を整備してまいりたいと考えております。

引き続き、国家公安委員会の管理の下、サイバー対処能力の一層の向上を図り、サイバー空間の安心、安全を確保するよう警察庁を指導してまいります。(拍手)

(国務大臣平将明君登壇)

○国務大臣 平将明君 菊池議員より、近年のサイバー攻撃による被害件数などについてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、我が国へのサイバー攻撃はますます増加をしております。内閣サイバーセキュリティセンターに報告があった重要インフラ事業者等へのサイバー攻撃による被害件数は、昨年度で百二十三件、本年度は既にこれを上回っている状況でございます。

なお、被害件数の分野ごとの実態は、攻撃者に対して我が国のサイバー防御体制の弱い分野をさ

らすこととなるため非公表としており、経済的損失は集計しておりません。

こうした実態に対して、政府としては、情報通信、電力、金融などの十五分野の重要インフラ事業者等に対して安全基準等策定指針を提示をし、分野共通で必要となるセキュリティ対策を進めていただくとともに、重要インフラ十五分野の事業者等が参加をする全分野一斉演習や官民連携演習を実施するなど、重要インフラ事業者等のサイバーセキュリティの強化を図ってきています。

今後の課題としましては、サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議において、重要インフラのデジタル依存度が増していることを踏まえると、一層の官民連携が必要との御提言をいただいております。官民連携の一層の推進が必要であると考えております。(拍手)

(国務大臣中谷元君登壇)

○国務大臣 中谷元君 山形県出身の菊池大二郎議員にお答えをいたします。

アクセス・無害化措置の実施主体となる自衛隊のサイバー専門部隊の強化についてお尋ねがございました。

アクセス・無害化措置を実施する自衛隊の部隊としては、自衛隊サイバー防衛隊を念頭に置いております。

防衛省・自衛隊は、自衛隊サイバー防衛隊を始めたところのサイバー専門部隊の充実や、隊員の能力強化を進めているところであります。今後、サイバー分野の専門教育の充実や、諸外国とのサイバー防衛協力の強化などを進め、部隊での勤務、教育、サイバー演習などを通じて、サイバー専門部隊の隊員が、定期的な様々な部署を異動させるのではなくて、そのサイバー専門性を継続的に

に高めていくことが可能になるような取組と検討を推し進めてまいります。

以上です。(拍手)

○副議長(玄葉光一郎君) 河西宏一君。

(河西宏一君登壇)

○河西宏一君 公明党の河西宏一です。

ただいま議題となりましたいわゆるサイバー対処能力強化法案及び同整備法案について、会派を代表し、質問をいたします。(拍手)

民間の調査によれば、世界的なサイバー攻撃による経済的損失は、この二〇二五年には世界の名目GDPの約一割に相当する十兆五千億ドルに及ぶと推計されています。

我が国の事例を見ても、ここ十年余りで、公的機関や医療機関、航空会社や港湾、基幹産業のサプライチェーンやコンテンツ産業など、日本を標的としたサイバー攻撃は増加と巧妙化を続け、国民生活や経済活動に重大かつ深刻な影響を及ぼしています。とりわけ、外交、防衛、先端技術など、国の機密情報を狙ったサイバー攻撃は断じて看過できません。また、米国のデニス・ブレア元情報長官の日米同盟最大の弱点はサイバーセキュリティだとの指摘も、改めて重く受け止めなければなりません。まさに、サイバー対処能力の強化は我が国にとって焦眉の急であります。

私たち公明党は、時々刻々、厳しさと複雑さが深まる安全保障環境を踏まえ、自公でかんかんがくがくの議論を交わした末に、二〇二二年に策定した国家安全保障戦略に、能動的サイバー防御の導入に必要な官民連携の強化、通信情報の利用、アクセス・無害化といった措置の実現に向け検討を進める旨明記しました。

本法律案は、この戦略を実行に移しつつ、必要な体制を整備する極めて重要な立法措置であります。他方で、サイバー空間をめぐる攻防は、インシデントとして露見するまでは目に見えづらく、国民に対し、サイバー対処能力を強化する必要性を丁寧に説明すべきと考えます。

そこで、政府は、本法律案を成立させることで、具体的にどういった事案を未然に防ぎ、国民の暮らしと日本の未来に安心をもたらそうとしているのか。また、そのために必要な予算や体制の規模について、総理の見解を伺います。

その上で、以下、本法律案で規定される措置について、いずれも総理に伺います。  
まず、官民連携の強化について。

サイバー攻撃による被害防止を図るためには、関連情報等の業界横断的な集約、把握が必要です。他方、経産省が先月公表したIPAの調査によれば、過去三年間にサイバー攻撃の被害に遭った中小企業のうち約七割で取引先にも影響が及ぶいわゆるサイバードミノが発生し、また、中小企業の約七割で組織的なセキュリティ体制が整備されていない実態が改めて浮き彫りになりました。

本法律案では、事業者に対し、電子計算機を導入した際の届出やインシデント報告を義務づけていますが、その対象を経済安全保障推進法におけるいわゆる基幹インフラ事業者に限定した理由をお示しください。あわせて、基幹インフラ事業者と取引のある中小企業を含むサプライチェーン全体のサイバーセキュリティ対策を今後どう強化するのか、答弁を求めます。

また、新たに官民の協議会を設置し、内閣総理大臣は、その構成員に対し、サイバー攻撃の被害

防止に資する情報で守秘義務を伴うものを共有するとしていますが、その際、必要に応じて、本年五月十六日に施行予定のいわゆるセキュリティクリアランス制度をどのように適用するのか、伺います。

次に、通信情報の利用について伺います。  
この二十年余り、我が国は、電気通信事業法やNICT法を改正しつつ、官民連携によるNOTICE, nictor, ACTIVEなど、マルウェア駆除や被害の未然防止といったサイバーセキュリティ対策を講じてきました。これら従前の対策が果たしてきた役割や成果について、総理はどのように評価されているのでしょうか。

その上で、従前の対策に必要な通信情報の利用については、正当防衛、緊急避難、正当業務行為とみなす、あるいは、個別的、包括的に同意を取ることや対策の手法ごとに刑法上の違法性阻却事由を整理するなど、いわばパッチワークでその法的正当性を担保してきました。

こうした中、昨年二月五日、近藤正春内閣法制局長官は、憲法第二十一条第二項が規定する通信の秘密について、憲法第十二条、第十三条の規定からして、公共の福祉の観点から必要やむを得ない限度において一定の制約に服すべき場合があるとの見解を明確にしました。

これを踏まえ、本法律案では、憲法が保障する通信の秘密を、サイバーセキュリティ対策のために制約する通信情報の取得、分析に関する措置について、我が国として初めて法定化し、法令行為として違法性阻却事由を整理するものと承知しています。当該措置をどのように公共の福祉の観点から必要やむを得ない限度の範囲内に収めるのか。あわせて、本法律案でいわゆる三条委員会

として設置するサイバー通信情報監視委員会が果たす役割やその重要性、また、委員の選任方法等についても国民に分かりやすい説明を求めます。

次に、アクセス・無害化措置について伺います。  
本法律案では、通信情報の取得、分析等により、サイバー攻撃又はその疑いがある通信等を認め、かつ緊急の必要があるときは、警察、また必要に応じて自衛隊も、当該措置を取ることができるとしていますが、アクセス・無害化措置の必要がある認定するに当たり、同盟国や同志国どう連携を図るのか。また、当該措置が憲法を始め国内法に照らして武力の行使に当たらない理由を何うとともに、国際法との整合性や当該措置の程度は過剰ではない等の適正性をどう担保するのか、御説明ください。

また、本法律案では、自衛隊法において、武力攻撃事態に至らない状況下を想定した行動類型として通信防護措置が新設されますが、加えて、治安出動や防衛出動の際にも、警察では対応できないサイバー攻撃が発生した場合を想定し、自衛隊に無害化措置の権限を追加することとしています。

そこで確認ですが、防衛出動時は戦闘状態にあることが想定されますが、その場合の無害化措置の限度やサイバー通信情報監視委員会による承認等の在り方について、総理の見解を伺います。

最後に、人材について伺います。  
サイバーセキュリティ人材の不足は世界的課題であり、一千二十万人に達する総需要に対し、アクティブな人材は約五百五十万人にとどまるとの推計もあります。この背景には、必要なスキルが高度かつ急速に変化し、キャリアパスが明確で

はなく、業務が過酷である割には、処遇も含め適正に評価されにくいなどが挙げられ、高い離職率が深刻な課題として指摘されています。

そこで、今後、政府として、企業や教育機関等との連携を含め、我が国のサイバーセキュリティ人材を確保、育成するエコシステムの構築、また、地位向上や処遇改善にどう取り組むのか。あわせて、中小企業など民間の人材確保への支援や、AIによるサイバー対処業務の効率化を図る取組について総理の見解をお伺いし、私の質問とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)  
〔内閣総理大臣石破茂君登壇〕

○内閣総理大臣(石破茂君) 河西宏一議員の御質問にお答えいたします。

サイバー対処能力強化の必要性等についてのお尋ねを頂戴いたしました。

昨年末に発生した日本航空へのサイバー攻撃によつて欠航が生じた事案を始め、サイバー攻撃により、我が国の重要インフラに深刻な被害がもたらされている事例が見られます。

今回御審議いただくサイバー対処能力強化法案及びその整備法案を可決していただきました場合には、重要インフラ等の機能の停止、低下をもたらす重大なサイバー攻撃を未然に排除し、又は、このようなサイバー攻撃が発生した場合に、被害の拡大を防止すること等により、国民の皆様方の安心な暮らしと我が国の安全保障の確保に努めてまいります。

また、令和七年度予算をお認めいただきました暁には、サイバー安全保障分野につきまして、百九十一億円の予算が措置され、前年度の百二十五億円から大幅増となりますほか、サイバー対策の

司令塔となる新たな特別職、内閣サイバー官を設置し、所要の定員措置により内閣官房に計二百三十五人の体制を構築するなど、令和七年度において必要となる予算、体制が確保されることとなります。法律、予算、体制を的確に運用し、サイバー対策の強化に取り組んでまいります所存でございます。

サイバー対処能力強化法案において、一定の電子計算機を導入した場合に届出等の義務を負う事業者の考え方、基幹インフラ事業者と取引のある中小企業等のサイバーセキュリティ対策の強化などについてのお尋ねをいただきました。

御指摘の基幹インフラ事業者は、サイバー攻撃によりそのシステムに障害が発生した場合、国家及び国民の安全を損なう事態が生ずるおそれがあり、官民連携してサイバーセキュリティの確保に取り組む必要性が高いため、一定の電子計算機を導入した場合の届出や、サイバーセキュリティインシデントが発生した場合の報告を義務づけることとしたものでございます。

基幹インフラ事業者のサイバーセキュリティを確保するためには、これらの事業者と取引のある中小企業を含めたサプライチェーン全体での対策も重要であります。本法案では、基幹インフラ事業者以外の事業者につきましても、サイバー攻撃による被害の防止のために国が情報提供を行うことや、情報共有と対策を進めるための官民の協議会に構成員として参加していただくことなどを可能とする規定を設けており、こうした取組によって、中小企業等のサイバーセキュリティ対策の強化を図ってまいります。

官民の協議会においては、サイバー攻撃の目的や背景などの一定の機微な情報についても取り扱

うことを想定していることから、その構成員の選定に当たりましては、重要経済安保情報保護活用法のセキュリティクリアランス制度も活用して、適切な情報管理がなされるよう取り組んでまいりる考えでございます。

これまでのサイバーセキュリティ対策の役割や成果の評価、サイバー対処能力強化法案に基づく通信情報の取得、分析と通信の秘密との関係、サイバー通信情報監視委員会の役割などについてのお尋ねをいただいております。

これまでのサイバーセキュリティ戦略や政府統一基準等の策定、御指摘のありました官民連携によるIoT機器の脆弱性対策などの取組は、サイバーセキュリティの確保に大きな役割を果たし、一定の成果を上げてきたものと考えております。

その上で、今回御審議いただきます法案は、能動的サイバー防御の実施のための諸規定等を整備することにより、我が国のサイバー対処能力を抜本的に強化し、国民の皆様の安全な暮らしと我が国の安全保障を確保するものであります。お尋ねの通信情報の取得、分析については、こうした高い公益性等に加え、一定の機械的な情報のみを自動的な方法により選別して分析するものであり、独立性の高いサイバー通信情報監視委員会による審査や検査などの措置も講じていることから、通信の秘密との関係におきましても、公共の福祉の観点から必要やむを得ない限度の制約にとどまるものとなっております。

サイバー通信情報監視委員会は、通信情報の利用を始めとする被害防止措置の適正な実施を確保するための審査、検査を任務としており、通信の秘密への十分な配慮等を担保する上で重要な役割

を果たすものでございます。その委員長と委員は、人格や知識経験等を考慮した上で、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命することといたしており、独立してその職権を行使することといたしております。

アクセス・無害化措置についてでございますが、サイバー空間における脅威には、どの国も一国だけでは対応できず、同盟国と連携して対応していくことが重要であります。連携の在り方の詳細につきましては、事柄の性質上、お答えは差し控えていただきますが、平素の情報収集、分析の段階から連携を図り、我が国の措置が実効あるものとなるよう努めてまいります。

アクセス・無害化措置は、公共の秩序の維持の観点から、警察権の範囲内で必要最小限の措置として行うものであり、攻撃サイバー等にアクセスして不正プログラムを無害化する措置等を想定しております。措置の対象となるサイバー等に対して、物理的被害や機能喪失など、その本来の機能に大きな影響を生じさせることは想定いたしておりません。

そのため、当該措置は、人を殺傷し又は物を破壊するという戦闘行為には当たらず、憲法第九条が禁ずる国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為、すなわち武力の行使に当たるものではないと考えております。

また、個別のアクセス・無害化措置に関する国際法上の評価につきましては、それぞれの具体的な状況に応じて判断されますため、一概にお答えすることは困難でございますが、外国に所在する攻撃サイバー等にアクセスし、これを無害化する際に、国際法上許容される範囲内で行うことは当然のことです。このため、そもそも国際法

上禁止されていない合法的な行為に当たるところや、仮にサイバー所在国の領域主権の侵害に当たり得るとしても、その違法性を阻却できるような措置に限って無害化措置を実施することとなります。これを確保する観点から、措置の実施主体は、警察庁長官又は防衛大臣を通じて、あらかじめ外務大臣と協議しなければならないことといたしております。

なお、改正自衛隊法案第九十二条に基づく防衛出動時におけるアクセス・無害化措置も、武力攻撃に至らない状況下で行う場合と同様に、公共の秩序の維持のため行われるものでございまして、措置の内容やサイバー通信情報監視委員会の承認手続等について変わるところはございません。

サイバーセキュリティ人材の確保等についてでございますが、サイバー攻撃の脅威が深刻化する中、サイバーセキュリティ人材の確保や育成は重要な課題であると認識をいたしております。政府といたしましては、今後、有識者会議からいただきました提言も踏まえ、サイバーセキュリティ人材に求められる役割、知識等を明確化することで長期的なキャリアパスの明示を図りますとともに、経営層のサイバーセキュリティの重要性に対する理解を促進し、サイバーセキュリティ人材の地位向上、処遇の改善等につなげてまいりたいと考えております。

中小企業等における人材確保への支援や、AI等の新たな技術を活用したサイバー対処業務の効率化につきましても、民間等の取組状況やニーズを踏まえつつ、官民で連携して必要な施策を検討し、推進してまいることといたしております。以上でございます。(拍手)

令和七年三月十八日 衆議院会議録第九号 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する上村英明君の質疑

○副議長(玄葉光一郎君) 上村英明君。

(上村英明君登壇)

○上村英明君 れいわ新選組の上村英明と申します。

私は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案並びに同整備法案について、れいわ新選組を代表して質問いたします。(拍手)

両法案は、能動的サイバー防御法案と呼ばれますが、能動的サイバー防御を警察だけでなく自衛隊も行う、安保三文書とも関連した、いわば敵基地攻撃能力のサイバー版ともいえるべき内容となっております。大幅な見直しが必要と不可欠と考えています。

第一に、能動的サイバー防御に該当するアクセス・無害化が主権侵害とみなされる危険性が極めて高いことです。

能動的サイバー防御についての国際法上のルールはまだまだ不明確であり、各国の見解も様々です。政府は、アクセス・無害化が主権侵害に当たらない事由として緊急避難を挙げていますが、緊急避難には濫用の危険性があることから、多くの批判があります。例えば、法案の言う、そのまま放置すれば人の生命、身体又は財産に対する重大な危害が発生するおそれがあるため緊急の必要という状態についてですが、国際基準であるタリン・マニユアル二・〇などによれば、根本的利益に対する危険性の重大性と緊急性の存在を客観的に立証する必要がありますとされています。実施される措置も唯一の方法でなければならず、他国や国際機関との協力等、他の選択肢がある場合、緊急避難を理由に能動的サイバー防御を正当化することはできません。つまり、アクセス・無害化は国

境を越えたサイバー攻撃とみなされる危険性があると認識すべきではありませんか。

第二に、一九九九年の通信傍受法などで、人権としての通信の秘密が既に危険にさらされています。憲法第二十一条が保障する、この通信の秘密を守る規定が、ここでは更に不十分です。

法案では、収集されるものは機械的情報で、メールアドレスなどの個人が特定される情報については非識別化措置を行う等の規定があり、心配は要らないと何度も言われています。しかし、国内のサーバーで完結する内内通信での通信情報の収集なども明確に禁止されているわけではありません。先ほどの通信傍受法の第一条、第三十五条、電気通信事業法第四条、電波法第五十九条などのような、通信の秘密を侵してはならない旨の規定は、この法案にはありません。これらの法律に規定されている通信の秘密を侵した場合の罰則もありません。

多くの市民の不安に対して、通信の秘密の尊重、プライバシー情報の収集禁止、そして、それらを侵した場合の罰則等の規定を法案に明記すべきではありませんか。

第三に、こうしたサイバー防御活動を監視するサイバー通信情報監視委員会の実効性、独立性に疑問があります。

この委員会は、内閣府設置法の第四十九条第三項に基づき、委員長及び委員四名の計五名で構成され、委員のうち二名は非常勤にできるなど、たてつけは例えばカジノ管理委員会と同じです。

サイバー通信情報監視委員会は、内閣府や、総理大臣を含むですね、警察、自衛隊という三位一体の政府の膨大な活動を監視する組織です。通信の秘密が守られているか、他国への主権侵害がな

いかなど、二十四時間三百六十五日、つまり、為替のディーラーと同じようなことをやらなくちゃいけない機関が、五名の委員で、公正かつ適正に監督、審査できるのでしょうか。

さらに、事前にサイバー通信情報監視委員会が承認したアクセス・無害化措置が意図しない結果を招いた場合、委員会はどのように責任を取るのでしょうか。

第四に、強調したい点は、能動的サイバー防御の前にやるべき課題が山積みだということ。例えば、政府は、能動的サイバー防御が必要ない理由として、二〇二二年の大阪急性期・総合医療センターの業務停止など、深刻なサイバー攻撃被害が増加していると言っています。が、同センターの報告書は、ルーターなどVPN機器の脆弱性の長期的放置、全てのユーザーへの管理者権限付与、同じログインIDとパスワードの使い回しなど、基本的なセキュリティ対策の欠如が原因と指摘しています。昨年五月にサイバー攻撃を受けた岡山県精神医療センターも同じ脆弱性があり、十分に防げた人災だったとしています。

では、なぜこうしたサイバー攻撃の被害が拡大したのでしょうか。その理由として、この厳しい経済状況の中で、セキュリティ対策自体が利益を生むわけでもないことから、その余裕がなく、多くの企業や組織で対策が後回しになっている現状があります。

独立行政法人情報処理推進機構が先月に公表した調査結果、このレポートがありますけれども、中小企業の約七割がサイバーセキュリティ対策を組織的に行っていません。約六割が、過去三年間、セキュリティ対策に全く投資していません。その余裕がない、費用対効果が認められない

という理由が挙げられています。足下でのサイバーセキュリティ対策が全く不十分であることは、こうした調査からも明らかです。

危険性が高い、まさに敵基地攻撃能力のサイバー版とも言える能動的サイバー防御ではなく、日本経済の基盤である中小企業も対象とした強力な財政支援をそれこそ能動的に進め、サイバーセキュリティ対策を抜本的に底上げすることが必要な対策ではありませんか。これまで、中小企業も対象にしたサイバーセキュリティ対策を具体的にどのように取り組まれたのか、明らかにしたいと思っています。

大規模な修正や見直しがない限り、両法案はノーと言うべきサイバー防御法案であると言わざるを得ません。(発言する者あり)すぐ終わります。安保法制以来の軍事同盟強化の一環としか思えない、英米のいわゆるファイブアイズに右に倣えの能動的サイバー防御ではなく、抜本的に……

○副議長(玄葉光一郎君) 上村君、時間ですから、おまとめください。

○上村英明君(続) はい。終わります。よく合理的にこうした法案を検討いただきたいと思えます。よろしくお願います。(拍手)

(内閣総理大臣石破茂君登壇)

○内閣総理大臣(石破茂君) 上村英明議員の御質問にお答えいたします。

アクセス・無害化措置の国際法上の評価についてのお尋ねを頂戴をいたしております。

個別のアクセス・無害化措置に関する国際法上の評価につきましては、それぞれ具体的な状況に応じて判断されるため、一概にお答えすることは困難でございますが、外国に所在する攻撃サーバー等にアクセスし、これを無害化する際に、国

際法上許容される範囲内でこれを行うのは当然のことです。

その上で、外国に所在する攻撃サイバー等へのアクセス・無害化措置が、仮にサイバー所在国の領域主権の侵害に当たり得るとしても、一定の要件に合致する場合に国際法上の緊急状態という考え方を援用することは、サイバー空間における国際法の適用についても認められていると考えております。

緊急状態とは、国によるある行為が、重大かつ急迫した危険から不可欠の利益を守るための唯一の手段であり、相手国等の不可欠の利益に対する深刻な侵害とはならないといった一定の要件を満たす場合に、当該行為の違法性が阻却される、このような考え方でございます。

なお、今回のアクセス・無害化措置が国際法上許容された範囲内で行われることを確保する観点から、措置の実施主体は、警察庁長官又は防衛大臣を通じて、あらかじめ外務大臣と協議しなければならぬこととされております。

通信の秘密の尊重、プライバシー情報の収集禁止及びこれらに違反した場合の罰則の明記についてでございますが、サイバー対処能力強化法案に基づく通信情報の利用は、通信当事者の同意によらない場合であっても、国、基幹インフラ事業者等の重要な機能がサイバー攻撃により損なわれていることを防ぐという高い公益性があること、ほかの方法によっては実態の把握、分析が著しく困難である場合に限って通信情報の利用を行うこと、一定の機械的な情報のみを自動的な方法により選別して分析すること、独立性の高いサイバー通信情報監視委員会が審査や検査を行うことなど

から、通信の秘密に対する制約が公共の福祉の観点から必要やむを得ない限度にとどまる制度といたしております。御指摘の内内通信についても、法律上、分析の対象とはされておられません。

御指摘の非識別化措置を規定し、プライバシーの保護にも十分配慮する内容となっております。

その上で、サイバー対処能力強化法案に基づき通信情報を保有する行政機関の職員につきましても、通信情報が記録されたデータベースを正当な理由なく提供した者、通信情報に関する秘密を漏れいした者などに対し、最高で四年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金を科すことといたしております。

万が一、行政職員が本法律案が定める手続によらずに通信情報を取得した場合には、例えば電気通信事業法の罰則が適用される可能性もござい

ます。以上のことに鑑みずと、御指摘の通信の秘密の尊重等につきましては、既に相当程度の措置が講じられておるところでございまして、政府といたしましては、法案の円滑な御審議をお願い申し上げます。

サイバー通信情報監視委員会についてでございますが、この委員会は、通信当事者の同意によらない通信情報の取得やアクセス・無害化措置について、これらの承認の求めがあったときに、審査を行い、承認するか否かを判断することとなります。

委員会は、委員長及び四人の合計五人で構成されますが、委員会の事務を処理させるため、事務局に事務局長その他の職員を置くことといたしております。承認のための審査が公正かつ適正に行

われることを確保する観点から、これらの体制を適切に整備いたします。

また、アクセス・無害化措置につきましては、委員会は、措置を実施しようとする主体から承認の求めを受け、審査を行うこととなります。委員会が承認した場合であっても、措置によって生じた結果につきましては、第一義的には措置の実施主体が責任を負うものと考えております。

中小企業のサイバーセキュリティ対策についてはありますが、我が国経済の基盤となります中小企業のサイバーセキュリティ対策の強化は喫緊の課題であり、サプライチェーン全体の防護の観点からも重要でござい

ます。サイバー対処能力強化法案では、基幹インフラ事業者以外の事業者につきましても、サイバー攻撃による被害の防止のために国が情報提供を行うことや、情報共有と対策を進めるための官民の協議会に構成員として参加していただくことなどを可能とする規定を設けており、こうした取組によつて、中小企業等を含めたサイバーセキュリティ対策の強化を図ってまいります。

これまでも、中小企業の支援策として、例えば経産省では、サイバーセキュリティ対策の実施に役立つガイドラインの作成、システム異常の監視、緊急対応の支援などのサービスをまとめて提供するサイバーセキュリティお助け隊サービスを利用する中小企業への補助などの取組を実施いたしております。

政府として、様々な施策を通じ、中小企業のサイバーセキュリティ対策について、より着実な推進を図ってまいります。以上でございます。(拍手)

○副議長(玄葉光一郎君) 塩川鉄也君。

(塩川鉄也君登壇)  
○塩川鉄也君 私は、日本共産党を代表して、いわゆる能動的サイバー防御法案について質問します。(拍手)

本法案は、安保三文書に基づき、政府が国民の通信情報を常時収集、監視し、サイバー攻撃やその疑いがあると判断すれば、警察、自衛隊がサイバー等に侵入し、監視し、その機器を使用できなくする措置を取ろうとするものです。国民の通信の秘密やプライバシー権を侵害をし、先制攻撃に当たり得るサイバー攻撃に我が国が踏み込むもので、憲法と国際法を踏みにじる重大な法案であります。

第一に、通信の秘密とプライバシー権について

法案は、サイバー攻撃の実態把握のためとして、送受信者の同意なく、政府が電気通信設備から通信情報をコピーできるとしています。なぜ、個人の通信情報を政府が勝手に取得できるのですか。

政府は、国内同士の通信は対象ではないとし、国民への権利侵害である通信情報の取得を最小限にとどめるかのように言いますが、海外のサイバーを介する通信は取得、分析の対象となります。検索サービスやSNSを始め、インターネット上の通信は国内で完結しないものが多くあります。結局、広範な国民の通信情報が取得されることになるのでは

ありませんか。取得した情報は、メールアドレスなど個人特定につながる情報も含まれているではありませんか。個人特定を避けるため非識別化措置を行うといいませんが、政府の判断で復元可能と規定して

り、これは個人情報に当たるとはありませ

さらに、取得した情報は、外国政府など第三者提供も可能です。そもそも、個人情報、必要以上に収集しないこと、目的外利用や第三者提供は事前に本人同意を得ることが大原則です。これらをこごとく無視する重大な法案ではありません。また、国民が自らの通信情報の収集、利用を拒否し、消去などを請求する規定は、この法案のどこにあるのですか。

この法案は、憲法が保障する通信の秘密、プライバシー権の侵害そのものではありませんか。

電気やガス、公共交通、通信などといったインフラ事業者に対し、導入した電子計算機の製品名の届出やインシデント報告を罰則つきで課し、さらに、通信情報を政府へと提供させる協定を結びます。協定は同意を前提としていますが、事業者には協議に応じる義務を課しており、実質的な強制ではないですか。提供される情報には、営業の秘密も含まれるのではありませんか。

日米ガイドラインは、自衛隊や在日米軍が利用する重要インフラ、サービスへのサイバー攻撃に日本が主体的に対処することを明記しています。これを具体化し、日米軍事一体化に民間企業、従業員を動員するものではありませんか。

外国政府への情報提供は、どのような場合を想定しているのですか。サイバー空間における脅威や脆弱性に関する情報を共有することを明記した日米ガイドラインを具体化をし、米国、同盟国、同志国に提供するものではありませんか。

第二に、法案におけるアクセス・無害化措置は、警察、自衛隊が疑わしいと判断した機器に侵入し、監視し、その機器を使用できなくする等の措置を行うものです。まさにサイバー攻撃に当た

るのではないですか。

どうしてアクセス・無害化措置が、裁判所の令状なしに、第三者機関の承認で可能となるのですか。警察権の濫用を防止する令状主義を形骸化するものではありませんか。

外国のサーバー等に対しても侵入し、監視し、その機器を使用できなくする等の措置を行うとしていますが、そうした行為は主権侵害に当たるとはありませんか。誤ってアクセス・無害化措置を行った場合の国家責任は、誰がどのように取るのですか。被害の回復、補償はどうするのですか。

国際法上の違法性を阻却できるような措置に限って実施するといいますが、そのような理解は、慣習国際法はおろか、国連の政府専門家会合などにおいても意見は一致していないのではありませんか。

自国領域での外国政府によるあらゆるサイバー行動を主権侵害とみなす国がある下で、日本がその国の同意なく、しかも、その疑いだけでアクセス・無害化措置に踏み切れば、違法な先制攻撃とみなされる危険があるのではありませんか。

外国政府を背景とする主体による高度に組織的、計画的な攻撃が行われた場合には、内閣総理大臣が自衛隊に通信防護措置を命じることができるとしていますが、自衛隊がそのような措置に踏み切ることが、事態のエスカレーションを招き、本格的な武力衝突を引き起こす危険について、どう認識しているのですか。いわゆるグレーゾーン事態や安保法制に基づく重要影響事態などで、米国が軍事行動を取る相手国に対し日本が無害化措置に踏み切れば、日本の側から戦端を開くことになるのではありませんか。

自衛隊が在日米軍をサイバー攻撃から警護する

としていますが、サイバー攻撃だと判断するのは米軍ではないでしょうか。米軍の判断を基に自衛隊が無害化措置を行うことになり、実質的に米軍指揮下で自衛隊がサイバー攻撃を行うことになるのではありませんか。断じて容認できません。

以上、質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣石破茂君登壇)

○内閣総理大臣(石破茂君) 塩川鉄也議員の御質問にお答えいたします。

サイバー対処能力強化法案に基づく通信情報の取得、分析と通信の秘密との関係についてでございます。

サイバー対処能力強化法案に基づく通信情報の利用は、通信当事者の同意によらない場合であっても、国、基幹インフラ事業者等の重要な機能がサイバー攻撃により損なわれることを防ぐという高い公益性があること、他の方法によっては実態の把握、分析が著しく困難である場合に限って通信情報の利用を行うこと、一定の機械的な情報のみを自動的な方法により選別して分析すること、独立性の高いサイバー通信情報監視委員会が審査や検査を行うことなどから、通信の秘密に対する制約が公共の福祉の観点から必要やむを得ない限度にとどまる制度としております。

なお、分析の対象となる機械的な情報が個人情報に該当する場合には、外部提供の制限を含めて、個人情報保護法の規定も適切に遵守する必要があります。また、法令の規定に基づき、適切に業務を行うべきであります。

基幹インフラ事業者との協定等についてでございますが、サイバー対処能力強化法案では、基幹インフラ事業者との間で協定の締結について、当事者の一方が協議を求めた場合には、正当な理由がない限り、その相手方は協議に応じなければならぬとしておりますが、協定の締結はあくまでも任意でございます。政府が基幹インフラ事業者に対して協定の締結を強制することはございません。

また、この法案では、基幹インフラ事業者に対し、一定の電子計算機を導入した場合の届出や、サイバーセキュリティインシデントが発生した場合の報告を義務づけることといたしてあり、これらの中に事業者の営業秘密に該当する情報が含まれることは否定できませんが、この法案では、同時に、政府が取得した情報に係る安全管理措置を講じなければならないことや、関係業務に従事する職員等の守秘義務についても規定をいたしてありまして、守秘義務に違反した場合の罰則につきましても、国家公務員法の守秘義務規定の違反よりも重い罰則を定めることといたしてあります。

さらに、協定に基づき取得した通信情報やインシデント報告等を分析した情報を政府からほかの企業等に提供する際には、営業秘密に該当する情報を削除するなど、事業者の権利利益に十分配慮をいたしてまいります。

今般の法制と日米ガイドラインの関係についてでございますが、サイバーセキュリティは日米同盟の基盤の一つでございますが、サイバー対処能力強化法案及び整備法案は、国家安全保障戦略を踏まえ、我が国全体のサイバーセキュリティの強化を目的として我が国として主体的に判断して整備するものであり、日米ガイドラインを具体化したものではなく、日米軍事一体化に民間企業、従業員を動員するものではありません。

また、サイバー対処能力強化法案の規定により、政府が取得した通信情報を外国政府又は国際機関に提供することができるのは、我が国に対す

一定の重大なサイバー攻撃による被害を防止する目的の達成のために必要があると認めるときに限定されており、その必要性を、その都度、主体的に判断をいたしてまいります。

アクセス・無害化措置といわれるサイバー攻撃との関係等についてのお尋ねです。  
アクセス・無害化措置は、警察庁長官等の指揮により、比例原則に基づき、目的を達成するために必要最小限度の措置として行われるものであり、措置の対象となるサイバー等に、物理的被害や機能喪失等、その本来の機能に大きな影響が生じることは想定いたしておりません。そのため、御指摘のような、措置の対象となる機器を使用できなくするといったサイバー攻撃には当たらないものでございます。

アクセス・無害化措置は、刑事責任の追及に結びつく作用を有するものではなく、重大な危害の防止という極めて公益性の高い目的の下で実施するものであり、制約される権利の程度は合理的かつ必要な最小限度にとどまることから、過去の判例に照らしましても、裁判所の合状は要しな

いと考えられます。  
加えて、適正手続の観点から、アクセス・無害化措置を講じるに当たり、サイバー通信情報監理委員会の事前承認等を得ることといたしてあり、令状主義の形骸化といった御指摘は当たりませ

ん。  
アクセス・無害化措置と国際法との関係についてでございますが、国や重要インフラ等に対する安全保障上の懸念を生じさせる重大なサイバー攻撃のおそれがある場合や、そのような重大なサイバー攻撃が発生した場合に、我が国がその攻撃元となつて

いる国外に所在するサイバー等に対して必要な措置を取りますことは、国際法上も一定の状況において許容されているものと認識しております。

個別のアクセス・無害化措置に関する国際法上の評価については、それぞれの具体的な状況に応じて判断されるため、一概にお答えすることは困難でございますが、このような措置につきましても、そもそも国際法上禁止されていない合法的な行為に当たる場合や、仮にサイバー所在国の領域主権の侵害に当たり得るとしても、その違法性を阻却できるような場合があり、こうした点に関し、国連憲章全体を含む既存の国際法がサイバー行動にも適用されることは、国連における議論を通じて確認されておるところでございます。

我が国が国外に所在するサイバー等に対して誤った措置を行った場合の対応につきましても、それぞれの具体的な状況に応じて判断する必要があり、一概にお答えすることは困難ですが、アクセス・無害化措置を国際法上許容される範囲内で行うのは当然のことでございます。これを確保する観点から、措置の実施主体は、警察庁長官又は防衛大臣を通じて、あらかじめ外務大臣と協議しなければならぬことといたしてあります。

アクセス・無害化措置が違法な先制攻撃とみなされる危険性等についてでございますが、今回整備するアクセス・無害化措置は、そもそも、国連憲章や日本国憲法第九条に規定する武力の行使と評価されるものではなく、違法な先制攻撃とみなされるようなものではありません。

今回のアクセス・無害化措置は、公共の秩序の維持の観点から、警察権の範囲内で、攻撃サイバー等にアクセスして不正プログラムを無害化する措置等を想定してあります。措置の対象となる

サイバー等に、物理的被害や機能喪失等、その本来の機能に大きな影響を生じさせることは想定をいたしておりません。また、外国に所在する攻撃サイバー等の無害化措置を行います際にも、そもそも国際法上禁止されていない合法的な行為に当たる場合や、仮にサイバー所在国の領域主権の侵害に当たり得るとしても、その違法性を阻却できるような措置に限って実施することとなります。

このような制度的仕組みを総合的に踏まえれば、自衛隊がアクセス・無害化措置を実施しても、事態のエスカレーションを招くようなものではなく、日本の側から戦端を開くこととなるなどといった御指摘は当たらないと考えております。また、我が国に所在する米軍が使用する特定電子計算機の平素からの警護につきましては、要請の判断主体は米軍でございますが、当該要請に基づき自衛隊による警護の実施に当たりましては、国際情勢や米軍の状況等を踏まえ、防衛大臣がその必要を判断するものであり、アクセス・無害化措置に当たっても防衛大臣の指揮を受けることとなるため、日本が米軍の指揮下に入るといった御指摘は当たりません。

以上でございます。(拍手)  
○副議長(玄葉光一郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(玄葉光一郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(玄葉光一郎君) 本日は、これにて散会いたします。  
午後四時七分散会

出席國務大臣

- 内閣総理大臣 石破 茂君
法務大臣 鈴木 馨祐君
財務大臣 加藤 勝信君
国土交通大臣 中野 洋昌君
防衛大臣 中谷 元君
國務大臣 坂井 学君
國務大臣 平 将明君
出席内閣官房副長官及び副大臣
内閣官房副長官 橋 慶一郎君
内閣府副大臣 穂坂 泰君

○議長の報告

(議決通知)
一、去る十三日、本院は、中央選挙管理会委員及び同予備委員を次のとおり指名した旨参議院に通知した。
中央選挙管理会委員
古屋 正隆君 門山 泰明君
城島 光力君 佐々木信夫君
魚住裕一郎君

同 予備委員

- 元宿 仁君 井形 厚一君
豊原 昭二君 島松 洋一君
大口 善徳君

(通知書受領及び通知)

一、去る十四日、関口参議院議長から額賀議長宛て、参議院は中央選挙管理委員会及び同予備委員を次のとおり指名した旨の通知書を受領した。

中央選挙管理委員会

古屋 正隆君 門山 泰明君  
城島 光力君 佐々木信夫君  
魚住裕一郎君  
同 予備委員  
元宿 仁君 井形 厚一君  
豊原 昭二君 島松 洋一君  
大口 善徳君

また同日、国会は右のとおり指名した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

(報告書受領)

一、去る十四日、内閣から次の報告書を受領した。

独立行政法人通則法第六十条第二項の規定に基づく令和七年行政執行法人の常勤職員数に関する報告

(議席変更)

一、去る十三日、衆議院規則第十四条ただし書により、議長において議席を次のとおり変更した。

四一九 安藤たかお君  
四七七

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

辞任 牧島かれん君 後藤 茂之君  
補欠 後藤 茂之君 牧島かれん君

予算委員

辞任 稲田 朋美君 井出 庸生君  
高木 啓君 福原 淳嗣君  
神谷 裕君 岡田 華子君  
酒井なつみ君 野田 佳彦君  
橋本 幹彦君 玉木雄一郎君  
井出 庸生君 稲田 朋美君  
福原 淳嗣君 高木 啓君  
岡田 華子君 神谷 裕君  
野田 佳彦君 酒井なつみ君  
玉木雄一郎君 橋本 幹彦君

議院運営委員

辞任

補欠

三谷 英弘君 福原 淳嗣君  
金村 龍那君 齊木 武志君  
白木 秀剛君 丹野みどり君  
山川 仁君 佐原 若子君  
塩川 鉄也君 辰巳孝太郎君  
福原 淳嗣君 石橋林太郎君  
石橋林太郎君 三谷 英弘君  
齊木 武志君 金村 龍那君  
丹野みどり君 白木 秀剛君  
佐原 若子君 山川 仁君  
辰巳孝太郎君 塩川 鉄也君

法務委員

辞任

補欠

一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

階

階 猛君 藤原 規眞君  
吉田 宣弘君 大森江里子君  
中西 健治君 榎橋 泰文君  
福田かおる君 稲田 朋美君  
三谷 英弘君 河野 太郎君

財務金融委員

辞任

補欠

階 猛君 下野 幸助君  
下野 幸助君 階 猛君

文部科学委員

辞任

補欠

大石あきこ君 上村 英明君  
上村 英明君 大石あきこ君

厚生労働委員

辞任

補欠

佐々木 紀君 山本 大地君  
塩崎 彰久君 石橋林太郎君  
長谷川淳二君 平沼正二郎君  
深澤 陽一君 栗原 涉君  
池田 真紀君 岡田 華子君  
堤 かなめ君 西川 将人君  
石橋林太郎君 塩崎 彰久君  
栗原 涉君 深澤 陽一君  
平沼正二郎君 長谷川淳二君  
山本 大地君 佐々木 紀君  
岡田 華子君 池田 真紀君  
西川 将人君 堤 かなめ君

経済産業委員

辞任

補欠

小池 正昭君 根本 拓君  
島田 智明君 山本 大地君  
西村 康稔君 西野 太亮君  
松本 洋平君 松本 尚君

国土交通委員

辞任

補欠

西野 太亮君 土田 慎君  
土田 慎君 東 国幹君  
東 国幹君 西村 康稔君  
根本 拓君 小池 正昭君  
松本 尚君 松本 洋平君  
山本 大地君 島田 智明君

環境委員

辞任

補欠

坂本竜太郎君 大空 幸星君  
深澤 陽一君 中曾根康隆君  
山際大志郎君 島尻安伊子君  
金子 恭之君 平井 卓也君  
小寺 裕雄君 津島 淳君  
小森 卓郎君 土田 慎君  
谷 公一君 若山 慎司君  
土屋 品子君 永岡 桂子君  
谷田川 元君 山岸 一生君  
中川 康洋君 吉田 宣弘君  
たがや 亮君 上村 英明君  
福島 伸享君 吉良 州司君  
山岸 一生君 高松 智之君  
福島 伸享君 宗野 創君  
高松 智之君 小森 卓郎君  
平井 卓也君 金子 恭之君  
若山 慎司君 谷 公一君  
津島 淳君 小寺 裕雄君  
永岡 桂子君 土屋 品子君  
宗野 創君 谷田川 元君  
吉良 州司君 中川 康洋君  
上村 英明君 たがや 亮君  
吉良 州司君 福島 伸享君

<p>高尻安伊子君 中西 健治君        中曽根康隆君 高木 啓君        高木 啓君 山本 大地君        中西 健治君 福田かおる君        大空 幸星君 坂本竜太郎君        福田かおる君 山際大志郎君        山本 大地君 深澤 陽一君</p> <p>(理事補欠選任)        一、去る十四日、地域活性化・ことも政策・デジタル社会形成に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。</p> <p>理事 黒田 征樹君 (理事東徹君去る十四日理事辞任につきその補欠)</p> <p>(特別委員辞任及び補欠選任)        一、去る十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p> <p>消費問題に関する特別委員</p> <p>辞任 上野賢一郎君 島田 智明君        永岡 桂子君 黄川田仁志君        黄川田仁志君 永岡 桂子君        島田 智明君 上野賢一郎君</p> <p>一、去る十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p> <p>東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員</p> <p>辞任 小森 卓郎君 大空 幸星君        小宮山泰子君 岡本あき子君        杉本 和巳君 和田有一朗君        中川 宏昌君 山崎 正恭君        大空 幸星君 松本 尚君        岡本あき子君 山田 勝彦君</p>	<p>山田 勝彦君 山 登志浩君        山 登志浩君 小宮山泰子君        山崎 正恭君 中川 宏昌君        松本 尚君 小森 卓郎君        和田有一朗君 杉本 和巳君</p> <p>政治改革に関する特別委員</p> <p>辞任 手塚 仁雄君 五十嵐えり君        五十嵐えり君 手塚 仁雄君</p> <p>地域活性化・ことも政策・デジタル社会形成に関する特別委員</p> <p>辞任 大西 洋平君 広瀬 建君        三反園 訓君 土田 慎君        広瀬 建君 栗原 涉君        栗原 涉君 大西 洋平君        土田 慎君 三反園 訓君</p> <p>一、昨十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p> <p>政治改革に関する特別委員</p> <p>辞任 石田 真敏君 大空 幸星君        中曽根康隆君 上田 英俊君        広瀬 建君 森下 千里君        今井 雅人君 眞野 哲君        齋藤アレックス君 金村 龍那君        森下 千里君 根本 拓君        根本 拓君 大西 洋平君        上田 英俊君 中曽根康隆君        大空 幸星君 石田 真敏君        大西 洋平君 広瀬 建君        眞野 哲君 今井 雅人君        眞野 哲君 今井 雅人君        金村 龍那君 齋藤アレックス君</p>	<p>(憲法審査会委員辞任及び補欠選任)        一、去る十三日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p> <p>憲法審査会委員</p> <p>辞任 井出 庸生君 島田 智明君        三谷 英弘君 島田 剛君        五十嵐えり君 安藤しゅん子君        吉田はるみ君 篠田奈保子君        島田 智明君 小林 茂樹君        草間 剛君 三谷 英弘君        小林 茂樹君 井出 庸生君        安藤しゅん子君 五十嵐えり君        篠田奈保子君 吉田はるみ君</p> <p>一、去る十四日、委員長から提出した議案は次のとおりである。</p> <p>(議案提出)        地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員長提出)        半島振興法の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出)</p> <p>一、去る十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。</p> <p>独立行政法人男女共同参画機構法案        独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案        電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案        航空法等の一部を改正する法律案        日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案</p>	<p>(議案受領)        一、去る十三日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。</p> <p>政治資金規正法の一部を改正する法律案        政党助成法を廃止する法律案</p> <p>一、去る十四日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。</p> <p>労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案</p> <p>(議案付託)        一、去る十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。</p> <p>大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)</p> <p>文部科学委員会 付託</p> <p>一、昨十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。</p> <p>放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出、承認第一号)</p> <p>総務委員会 付託</p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)</p> <p>環境委員会 付託</p> <p>(議案送付)        一、昨十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。</p> <p>地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員長提出)        半島振興法の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出)</p>
---	--	---	---

令和七年三月十八日 衆議院会議録第九号 議長報告

(質問書提出)

一、去る十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

米国で食用赤色三号が使用許可取消しになったことに関する質問主意書(井坂信彦君提出)

人工魚の取扱いに関する質問主意書(井坂信彦君提出)

軍事用ドローンに関する質問主意書(井坂信彦君提出)

不動産特定共同事業法、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法等に関する質問主意書(緒方林太郎君提出)

豪雨による被害を受けた農業者に対する支援に関する質問主意書(屋良朝博君提出)

選択的夫婦別姓制度の導入に関する質問主意書(屋良朝博君提出)

AI戦略会議・AI制度研究会「中間とりまとめ(案)」についてのパブリックコメントの募集形式に関する質問主意書(八幡愛君提出)

アニメーション人材育成調査研究事業の成果活用状況及び今後の取組に関する再質問主意書(八幡愛君提出)

高額療養費制度の見直しに関する質問主意書(鈴木庸介君提出)

登録有形文化財制度に関する質問主意書(鈴木庸介君提出)

スパイクタンパク質の毒性に関する質問主意書(原口一博君提出)

抗原原罪に関する質問主意書(原口一博君提出)

新型コロナウイルスのDNA汚染問題に関する質問主意書(原口一博君提出)

医師及び製薬企業からのワクチンの副反応報告の実態に関する質問主意書(原口一博君提出)

レプリコンワクチン開発における政府の対応等に関する質問主意書(原口一博君提出)

「世界最高水準のカジノ規制」の方向性に関する質問主意書(原口一博君提出)

一、去る十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

インターネット上の不適切な広告に関する質問主意書(八幡愛君提出)

対米開戦は誤った国策だったのか否か等に関する質問主意書(長妻昭君提出)

一、昨十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日本学術会議法案と安全保障技術研究推進制度との関係に関する質問主意書(島田洋一君提出)

大韓民国における口蹄疫の発生に対する我が国の防疫対策に関する質問主意書(福田玄君提出)

トルコ国籍者への査証免除措置に関する再質問主意書(松原仁君提出)

書(松原仁君提出)

畜産動物のアニマルウェルフェアに関する質問主意書(松原仁君提出)

一、去る十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員島田洋一君提出欠落した日朝交渉記録をめぐる政府の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員青山人君提出在外公館におけるDV被害者等邦人保護の対応改善に関する質問に対する答弁書

衆議院議員上村英明君提出戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出トルコ国籍者への査証免除措置に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出中小企業等事業再構築促進事業に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出中小企業生産性革命推進事業に関する質問に対する答弁書

令和七年三月五日提出  
質問 第七六号  
欠落した日朝交渉記録をめぐる政府の対応に関する質問主意書

提出者 島田 洋一

欠落した日朝交渉記録をめぐる政府の対応に関する質問主意書

北朝鮮による拉致被害者家族連絡会(以下、家族会)と支援団体の北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会(以下、救う会)は、本年二月十六日の合同会議で決定した「今後の運動方針案」において、「小泉訪朝前に二回持たれた秘密交渉の記録が外務省にないという問題について追及する」と明記している。日本政府は、家族会の要望に誠実に対応する責務があると考える。

政府は、同年三月四日付け答弁書(内閣衆質二一七第六〇号)において、二〇〇二年九月十七日の日朝首脳会談の直前に田中均外務省アジア大洋州局長(当時)が北朝鮮側に行った二回分の交渉記録が「存在しない」ことを公式に認めた。

外務当局者による重要な国際交渉は、政府首脳への正確な報告のため、後任担当者に遺漏なく引き継ぐため、総理大臣や外務大臣の了承を得ないまま実務者レベルで秘密合意を結んだのではないかとといった疑念を呼ばないためにも、記録を残す

のが常識である。それが「存在しない」となると、記録に残せないような何らかの「裏合意」を行った可能性を疑われても仕方がないと考える。

石破内閣のうち、総理を含む三名の大臣(岩屋毅外務大臣、中谷元防衛大臣が日朝国交正常化推進議員連盟(以下、日朝議連)の主要メンバーとして活動してきた。日朝議連は、二〇一八年六月二十一日に開いた総会の講師に田中均氏と在日朝鮮人総連合会の機関紙「朝鮮新報」の金志永・平壤支局長を招いている。家族会の反対にもかかわらず石破総理が主張してきた東京と平壤への「連絡事務所」設置と拉致被害者に関する「日朝合同調査」は、田中氏の進言に基づくとところが大きいと言われている。

岩屋外務大臣は本年三月四日の会見で、産経新聞記者の、記録が残らなかった原因、理由や、一体どういう交渉をしたのかを、当事者たる田中均氏に聞くなり、記録の提出を求めるなどの対応をする考えの有無を問う旨の質問に対し、「田中元局長への聴取も含め、改めて確認することは考えておりません」と答えた。

そこで質問する。

一 岩屋外務大臣が、自らも参加した日朝議連総会の講師に田中氏を呼びながら、外交の信頼性を確保する上で非常に重要な「記録が残されなかった理由」については聴取できないとする理由は何なのか。

二 交渉内容の詳細は公表できないとしても、田中氏が記録を残さなかった理由については、監督責任を有する外務大臣が聴取して公表し、公務員の職業倫理の確立に努めるべきと考え、石破内閣の見解を問う。

右質問する。

内閣衆質二一七第七六号

令和七年三月十四日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員島田洋一君提出欠落した日朝交渉記録をめぐる政府の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員島田洋一君提出欠落した日朝交渉記録をめぐる政府の対応に関する質問に対する答弁書

一及び二について

先の答弁書(令和七年三月四日内閣衆質二一七第六〇号)一及び二についてでお答えした「安倍内閣総理大臣(当時)及び岸田外務大臣(当時)が、平成三十年六月十八日の参議院決算委員会及び平成二十八年三月八日の参議院予算委員会での答弁においてそれぞれ述べた日朝間の交渉の記録が「存在しない」ことへの対応については、岸田外務大臣(当時)が平成二十八年三月八日の参議院予算委員会での答弁において「この記録に関しては、私自身、私の立場で確認をさせていただきます。詳細、中身については控えませんが、これ以上この問題について、改めてこの確認をするということは考えておりません。」と述べ、また、岩屋外務大臣が御指摘の令和七年三月四日の記者会見において「田中元局長への聴取も含め、改めて確認することは考えておりません。」と述べたとおりであるが、その理由については、今後の日朝間の協議を行う上で、現時点でその必要があるとは考えていないためである。また、お尋ねの「公務員の職業倫理の確立に努めるべき」の具体的に意味する

ところが必ずしも明らかではないが、いずれにしても、日朝間の交渉の記録については、岸田外務大臣(当時)が平成二十八年三月八日の参議院予算委員会での答弁において述べたとおり、その扱い等において不都合が生じないように最善を尽くしつつ、交渉において万全の体制で臨めるように努力を続けていく考えである。

令和七年三月五日提出  
質問 第七七号

在外公館におけるDV被害者等邦人保護の対応改善に関する質問主意書

提出者 青山 大人

在外公館におけるDV被害者等邦人保護の対応改善に関する質問主意書

ハンガリーの首都ブダペストで、本年一月二十九日、火災があったアパートから日本人女性以下「被害女性」という。の遺体が見つかり、その後の警察の捜査で、殺人容疑でアイルランド人の元夫が逮捕・訴追された。

報道によれば、被害女性は二人の子どもを連れて帰国することを希望したが、共同親権者の元夫はこれを拒否し子どものパスポートも取り上げていた。また、被害女性は元夫からドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という。)を繰り返して受けていたとされる。

被害女性は、在ハンガリー日本国大使館(以下「大使館」という。)に対して、家庭環境等につき相談し、子どものパスポート発行手続等を照会した。これに対して、大使館は現地警察への相談をアドバイスしたとされる。そして昨年八月、被害女性は大使館に対し、子

どものパスポート発行等の帰国支援を求めたが、大使館は子どものパスポート発行には他方の共同親権者の同意が必要と説明し、その後、被害女性から子どものパスポート申請はなされなかったとされる。

なお、被害女性のDV被害の訴えを現地警察が取り合わず、事件として捜査していなかったことが事後明らかになっている。

外務省ウェブサイトのハীগ条約(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約)で「在外公館における情報提供・支援」には、「在外公館による支援」、「家族問題に関する相談対応」の一つとして「安全が懸念される場合には、現地警察、司法当局又はシエルターに通報し、保護を求めます。」とある。

本年二月十四日の衆議院予算委員会において、井坂信彦委員による大使館が現地警察へ通報しなかった理由についての質問に対し、岩屋外務大臣は「切迫度にもよる」と答弁した。また、子どものパスポート発行について共同親権者の同意が必要不可欠であるのかについて、政府参考人は「差し迫った状況があれば、当然、それは総合的に判断」と答弁した。

しかし、いわゆる「切迫度や」差し迫った状況について、在外公館においてどのような基準で判断するのか、どのような要素を考慮に入れて「総合的に判断」するのか、明らかではないと考えるが、在外公館における邦人保護の成否すなわち命に関わるかもしれない重大な判断が適切に行われているのか疑問である。仮に担当者のDVに対する理解度が判断に影響しては、国民の生命を守る上で著しく不安定であり、改善が喫緊の課題であると言わざるを得ない。

特にDVに関しては、国内の配偶者暴力相談支援センター等で相談員となるには臨床心理士等の専門資格や相談業務や福祉事業への従事経験が求められるなど、専門的知見を持ち適切な訓練を受けた者が相談員となっていることから、専門的知見がなければ適切な判断が難しいと思われる。

邦人保護という、邦人の生命を左右する重大な判断が適切に行われるよう、また、在外邦人にとって大使館は最後の拠り所であることから、今回の事件を受け、DVによる被害を受けた邦人が大使館へ助けを求めた場合の対応の改善を求めたいと考える。

そこで以下、質問する。

一 外務省では、在外公館で邦人保護を担当する職員に対し、DV及びDV被害者への理解と対応について、どのような研修・啓発を行っているのか。行っているのであれば、今回の事件を受け、これらの研修・啓発を改善する予定があるのか、伺う。

二 邦人から在外公館に対しDVによる被害の訴えがあった場合、どのような判断基準に基づいて現地警察への通報等の対応を行っているのか。判断基準があるのであれば、今回の事件を受け、基準の見直しは行われる予定があるのか、伺う。

三 DV被害を受けた邦人の保護に関し、「切迫度」等について「総合的に判断」して、在外公館が現地警察への通報を行った事例は、過去にあったのか。実際にあったのであれば、通報が行われた場合とは、どのような場合であったのか。公表できる範囲で明らかにされたい。

四 前記の井坂委員の質問に対して政府参考人が

答弁した「総合的に判断」について、その具体的に意味するところが必ずしも明確ではないと考える。子どものパスポート発行について、どのような観点から「総合的な判断」を行っているのか、在外公館ではどのような要素を考慮に入れているのか、それぞれ明らかにされたい。

五 前記の井坂委員の質問に対して、岩屋外務大臣は、邦人保護について更に在外公館でしっかりと対応できるように指示をする旨答弁している。在外公館におけるDV被害者等邦人保護の取組強化に資する対策として、在外公館間での対応事例を共有し、職員への研修・啓発、DV被害者への対応要領の作成、その他法人保護に関する基準の明確化や対応要領の整備などが行われるのかも含めて、在外公館においていつまでに具体的にどのように邦人保護の取組が強化されるのか、伺う。

内閣衆質二一七第七号  
令和七年三月十四日

内閣総理大臣 石破 茂  
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員青山大人君提出在外公館におけるDV被害者等邦人保護の対応改善に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員青山大人君提出在外公館におけるDV被害者等邦人保護の対応改善に関する質問に対する答弁書

一及び五について  
お尋ねの「その他」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、外務省として、

在外公館において領事業務を担当する職員に対して、日頃から、邦人保護に関する研修の一環として、ドメスティック・バイオレンスに関する基本的な事項を含め、ドメスティック・バイオレンスによる被害を受けた邦人から相談があった場合の対応等に関する各種研修の機会を設けている。今後とも、これらの研修の内容の充実、在外公館における対応事例の共有、既に整備しているドメスティック・バイオレンスによる被害を受けた邦人への対応要領の徹底、在外公館から外務本省に連絡があった場合の外務本省における支援体制の充実等を進めるとともに、在外公館において個別の事情を踏まえながらドメスティック・バイオレンスによる被害を受けた邦人からの相談に丁寧に対応してまいりたい。

二及び三について

邦人から在外公館に対してドメスティック・バイオレンスによる被害の訴えがあった場合については、相談者又は相談者の子、家族等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると判断される場合には、警察等への保護要請を行うこととしており、引き続きこのような対応を行うこととしてまいりたい。また、こうした場合においては、これまでも各事案の個別の事情に基づいて、在外公館からお尋ねの「現地警察への通報」を行っている。

四について

お尋ねの点については、相談者又は相談者の子の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると判断される場合に該当するか否か等を踏まえて判断している。

令和七年三月五日提出  
質問 第七八号

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等に関する質問主意書

提出者 上村 英明

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等に関する質問主意書

政府は、戦後八十年に当たり、戦没者等の遺族に対して特別弔慰金の支給措置を規定する法律案を閣議決定した。

現在の納税者の大半は戦争を知らない世代であるが、今般の措置の社会的な意義について広く国民の理解が得られるように、以下質問する。

一 「戦没者」の定義について、いつからいつまでの戦争で亡くなられた方々を指すのか、亡くなられた方々の範囲には民間人や子どもも含まれるのか、「戦没者」を規定した法律は何か、それぞれ明らかにされたい。

二 これまで支給されてきた戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の総額と受給者の総数をそれぞれ可能な限り明らかにされたい。

三 今回の法改正による支給で想定される受給者の総数と予算額をそれぞれ明らかにされたい。

四 これまで旧軍人・軍属への恩給などの支給は総務省が所管し、戦没者遺族への特別弔慰金支給は厚生労働省が所管してきたが、制度が錯綜して一般的には大変分かりにくいと考え

る。  
1 両制度を区別して所管する理由は何か。  
2 両制度について、戦後八十年を機に、戦争を知らない若い世代の納税者にも分かりやす

い制度に統合して改めることが必要だと考え  
るが、政府の見解を明らかにされたい。  
右質問する。

内閣衆質二一七第七八号  
令和七年三月十四日

内閣総理大臣 石破 茂  
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員上村英明君提出戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員上村英明君提出戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「戦没者」について、現行法令上、確立された定義があるとは承知していないが、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号。以下「法」という。）においては、国と雇用関係又は雇用類似の関係にあった戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）に規定する軍人軍属及び軍属（以下「軍人軍属等」という。）が戦争公務等により死亡した場合に、当該死亡した者の遺族に特別弔慰金を支給することとしており、軍人にあつては昭和六年九月十八日以後における戦争公務等により死亡した場合に、その他の軍人軍属等にあつては昭和十二年七月七日以降における戦争公務等により死亡した場合に、法の適用の対象となる。

また、「お尋ねの「戦没者」を規定した法律」の意味するところが必ずしも明らかではないが、法律の題名に「戦没者」という文言が用いられているものとしては、法を含め、戦傷病者戦没者遺族等援護法、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)等、七件の法律が存在する。

二について  
お尋ねの「これまで支給されてきた戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の総額と受給者の総数」の意味するところが必ずしも明らかではないが、法に基づき、法の制定から令和六年三月三十一日までに特別弔慰金の支給のために発行された記名国債の総額は約二兆千五百億円であり、特別弔慰金を受ける権利を有する者として裁定された者の総数は延べ約七百六十万人である。

三について  
お尋ねの「今回の法改正による支給で想定される受給者の総数と予算額」の意味するところが必ずしも明らかではないが、今国会に提出している戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案による改正後の法による令和七年四月一日を基準日とする特別弔慰金について、これを受ける権利を有する者として裁定される者の総数は約五十七万人と、また、その数を前提として、特別弔慰金の支給のために発行する記名国債の総額は約千五百六十八億円と見込んでいる。

四について  
お尋ねの「両制度」の指す具体的な内容及び「戦争を知らない若い世代の納税者にも分かりやすい制度に統合して改める」の趣旨が必ずし

も明らかではないが、公務員が相当年限忠実に勤務して退職した場合、公務による傷病のため退職した場合、又は公務のために死亡した場合において、これらの者及びその遺族の生活の支えとして給付される国家補償の性格を持つ年金制度である恩給制度と、先の大戦において戦争公務等により死亡した軍人軍属等に思いをいたし、国として弔慰の意を表するため、これらの者の遺族に対し特別弔慰金を支給する特別弔慰金制度とは、その対象及び目的が異なることから、それぞれの制度趣旨に基づいて適切に運用することが重要であると考えており、お尋ねのように両制度を「統合して改めることが必要」とは考えていない。

令和七年三月五日提出  
質問 第七九号

トルコ国籍者への査証免除措置に関する質問  
主意書  
提出者 松原 仁

トルコ国籍者への査証免除措置に関する質問  
問主意書

現在、少なくとも数人のトルコ共和国国籍者が、就労目的で来日するにもかかわらず、観光目的の査証免除措置を本来の趣旨を逸脱して利用し、日本への入国後には難民認定申請を行い、滞在しているとの指摘があり、社会的に大きな問題となっている。我が国とトルコ共和国は、昨年、外交関係樹立百周年の記念すべき年を迎えたが、事実に基づかない難民認定申請問題を放置すれば、両国民の友情の歴史に影を落としかねないと考え、そこでお尋ねする。

一 過去二十年間のトルコ共和国国籍の難民認定申請者数及び難民認定者数について、それぞれ五年ごとの合計を可能な限り明らかにしたうえで、難民認定者数は、同国国籍の難民認定申請者数の何パーセントか、同様に過去二十年についてそれぞれ五年ごとの数字を可能な限り示されたい。

二 令和四年度及び令和五年度のトルコ共和国国籍の難民認定申請者数と難民認定者数を、それぞれ可能な限り明らかにしたうえで、令和五年度は、令和四年度に比べてそれぞれ何パーセント増加又は減少したか、数字を可能な限り示されたい。

三 産経新聞取材班「国会議員に読ませたい「移民」と日本人」(産経新聞出版、令和七年)は、「入管関係者によると、クルド人の難民申請者は毎年、冬を迎え農業や牧畜が農閑期となる十月〜十一月ごろに急増。翌年、放牧の季節が始まる五月〜六月ごろ帰国者が増えるという。二〇二三年の一年間のトルコ国籍の申請者約二千四百人のうち、三割に当たる七百人近くは翌二十四年六月ごろまでにすでに帰国した。入管関係者は、彼らは夏前になると「問題が解決した」と言って難民申請を取り下げ帰国していく。秋になると同じ人物が来日し、「また問題が起きた」といって難民申請する。かつての東北地方からの出稼ぎのように、農閑期に合わせた就労目的と考えられる」と記す。そこで、過去二十年間のトルコ共和国国籍の難民認定申請者数の、各月別の合計をそれぞれ可能な限り明らかにされたい。

四 トルコ国籍者が来日する際における査証免除措置の趣旨を逸脱した目的外的利用、及び難民

認定制度の濫用あるいは誤用が疑われる申請が多数存在するとの指摘について、政府の認識如何。

五 我が国は、過去に、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国及びイラン・イスラム共和国に対する査証免除措置を一時停止したが、その結果、これらの国々との友好関係が決定的に損なわれたか、政府の認識如何。

六 トルコ共和国国籍者への査証免除措置を、一時停止すべきと考えるが、政府の見解如何。また、政府が、同国国籍者への査証免除措置の一時停止を考えていないならば、難民認定制度の濫用又は誤用的な申請を抑制するためにいかなる施策を実施し、それによって同国国籍の難民認定申請者数にどのような変化があったか、それぞれ明らかにされたい。  
右質問する。

内閣衆質二一七第七九号  
令和七年三月十四日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿  
衆議院議員松原仁君提出トルコ国籍者への査証免除措置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員松原仁君提出トルコ国籍者への査証免除措置に関する質問に対する答弁書

一 について  
平成十六年から令和五年までにおけるトルコ国籍の①難民認定申請(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。))第六十一条の二第一項の難民の

認定の申請をいう。以下同じ。)をした者の数及び②難民と認定した者に係る「五年」の合計の数について、政府として把握している限りでお示すると、それぞれ以下のとおりである。

平成十六年から平成二十年まで ①五百五十二人 ②零人

平成二十一年から平成二十五年まで ①千五百三十五人 ②零人

平成二十六年から平成三十年まで ①四千六百七十二人 ②零人

平成三十一年から令和五年まで ①五千五百二十八人 ②四人

また、「難民不認定者数は、同国籍の難民認定申請者数の何パーセントか」とのお尋ねについては、その具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、平成十六年から令和五年までの間に難民認定申請をした者のうち、難民の認定をしない処分をされたものの割合についてのお尋ねであれば、お尋ねのような形で統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

二について

お尋ねのような形で統計をとっておらず、お答えすることは困難であるが、令和五年におけるトルコ国籍の難民認定申請をした者の数は二千四百六人であり、令和四年の四百四十五人に比して約四百四十・七パーセント増加しており、また、令和五年におけるトルコ国籍の難民と認定した者の数は三人であり、令和四年の一人に比して二百パーセント増加している。

三について

お尋ねのような形で統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

四について

お尋ねの「査証免除措置の趣旨を逸脱した目的外的利用」及び「多数存在する」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いづれにせよ、政府としては、「査証免除措置及び難民認定制度がそれぞれの目的に沿って適切に利用されるべきであると考えている。

五について

お尋ねの「友好関係が決定的に損なわれた」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、いづれにせよ、政府としては、パキスタン、バングラデシュ及びイランそれぞれとの伝統的な関係を踏まえ、これらの国々との友好関係の発展に努めてきたところである。

六について

前段のお尋ねについては、令和七年二月二十七日の衆議院予算委員会第三分科会において、松本外務大臣政務官が「トルコに対する査証免除措置というのは、トルコ国との人的交流の促進を通じて両国間の友好関係の発展に寄与するものであるというふうに認識をしております。現時点でトルコに対する免除措置を直ちに停止する必要があるとは考えておりません。」と述べたとおりである。

後段のお尋ねについては、濫用・誤用的な申請を抑制し、真の難民の迅速な保護を図ることを目的として、平成二十七年及び平成三十年に、就労等を目的として申請を行う者に対しては、就労や在留を許可しない措置を講ずるなどしたところ、平成三十年の難民認定申請をした者の数は、平成二十九年の一万九千六百二十九

人(そのうちトルコ国籍の者の数は千九百五十八人)から一万四百九十三人(そのうちトルコ国籍の者の数は五百六十三人)へと同年と比べてほぼ半減した。また、退去強制令書発付後に難民認定申請等を行った者も含まれる送還忌避者への対応等の観点から、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律(令和五年法律第五十六号)による改正後の入管法において、退去強制令書の発付を受けた者が難民認定手続中である場合の送還を停止することの例外を定めたところである。

令和七年三月五日提出  
質問 第八〇号

**中小企業等事業再構築促進事業に関する質問主意書**

提出者 松原 仁

問主意書

中小企業等事業再構築促進事業に関する質問主意書

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業等の事業再構築を支援する目的で、令和二年度第三次補正予算において一兆千四百八十五億円が措置され、中小企業等事業再構築促進事業が実施された。本事業においては、補助金の申請者に対して直接交付される部分が大半であるが、事務局業務を担う民間企業に対しても支出が行われているとされる。

特に、事務局業務の受託企業に対する支出については、業務に対する対価としての適正性が確保

されているかに対する国民の関心は高く、透明性の確保が求められると考える。本事業における実際の支出額の内訳を明確にし、事業の適正な運営と、今後の政策決定に資するべく、以下のとおり質問する。

一 本事業の令和二年度第三次補正予算額一兆千四百八十五億円のうち、実際に補助金申請者への補助金として交付された額を明らかにしたうえで、補助金申請者に対する交付総額の年度別の内訳を可能な限り明らかにされたい。

二 本事業において、事務局業務を受託した企業、団体に支払われた総額はいくらか可能な限り明らかにされたい。

三 二に関連して、事務局業務を受託した企業、団体ごとの支出額の内訳を可能な限り明らかにされたい。

四 本事業における事務局業務の具体的な業務内容(審査、広報、システム開発等)ごとの支出額を可能な限り明らかにされたい。

五 本事業の事務局業務を担った企業、団体の選定において、入札・契約手続の経緯を明らかにしたうえで、全契約中、随意契約があった場合、その理由を説明されたい。

六 本事業の支出全体について、決算はどのように処理されたか。

七 本事業の支出の適正性を監査するために、国民に開示されている決算や支出の内訳があれば明らかにされたい。

八 前記を踏まえ、本事業の透明性の確保が求められると考えるが、政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質二一七第八〇号

令和七年三月十四日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員松原仁君提出中小企業等事業再構築促進事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出中小企業等事業再構築促進事業に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「令和二年度第三次補正予算額一兆千四百八十五億円のうち、実際に補助金申請者への補助金として交付された額」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、中小企業等事業再構築促進事業(以下「本事業」という。)については、中小企業等事業再構築促進基金を通じて実施することとし、「令和二年度第三次補正予算」の後においても同基金に対して必要な予算措置を行っているものであり、同基金からの支出額については、それがどの年度で措置された予算から支出されたものであるかについて区分して経理していないことから、前段のお尋ねについてお答えすることは困難であるが、本事業全体の支出額のうち事業費の年度別内訳については、令和三年度が約五十億六千三百万円、令和四年度が約四千三百六億六千三百万円、令和五年度が約五千四百四十一億九千九百九十九万円である。

二及び三について

本事業に関するお尋ねの「事務局業務」を受託した企業は株式会社パソナのみであり、同社に支払われた総額は、令和五年度までにおいて、約四百三十一億二千九百九十九万円である。

四について

お尋ねについて、代表的なものとしては、令和五年度までにおいて、審査等に係る人件費が約百七十八億七千五百万円、広報及び事務局のホームページ制作等が約一億六千三百万円、事業管理システム構築が約三十二億五千三百万円である。

五について

本事業に関するお尋ねの「事務局業務」については、経済産業省として、それを実施する者の選定に当たって一般競争入札を実施し、その結果、株式会社パソナが受託したものであり、随時契約は行っていないが、同社が行う再委託等については、その一部に随時契約も含まれており、これらは、当該事務局に係る事業の体制の構築に迅速に対応する必要があったことから随時契約を締結したものであると承知している。六から八までについて

お尋ねの「本事業の支出全体について、決算はどのように処理されたか」及び「国民に開示されている決算や支出の内訳」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、予算の執行に当たっては、経済産業省として、その透明性を向上させ、効率的な活用につなげていくことが重要であると考えており、同省の所管する基金事業の執行状況については、「行政事業レビューの実施等」について(平成二十五年四月五日閣議決定)に基づき、毎年度、本事業に係る基金シートを作成し、公表するなどの取組を行っているところである。本事業については、例えば、令和五年度における支出のうち、事業費は約五千四百四十一億九千九百九十九万円、管理費は約二百四十二億二千九百九十九万円となっている。

令和七年三月五日提出  
質問 第八一 号

中小企業生産性革命推進事業に関する質問  
意見書

提出者 松原 仁

中小企業生産性革命推進事業に関する質問  
主意書

政府は、中小企業の生産性向上を目的として、令和六年度補正予算において三千四百億円を計上し、中小企業生産性革命推進事業(以下、「本事業」)を実施する予定である。本事業では、補助金申請者への直接交付が中心となるが、事業運営を担う独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下、「中小機構」)及び民間事業者にも多額の資金が支出される見込みである。

本事業の実効性を確保するためには、補助金の適正な分配が求められると考えるが、事務局機能を担う機関に対する支出が過剰であれば、本来の目的である補助金交付額が圧縮されると懸念する声もある。そのため、本事業の資金配分の透明性を確保すべく、以下のとおり質問する。

- 一 本事業の令和六年度補正予算額三千四百億円のうち、実際に申請した中小企業に補助金として交付される予定額はいくらかを明らかにしたうえで、その総額の最大値を示されたい。
- 二 一に関連して、本事業における補助金の申請件数と採択件数の見込み、及び一件あたりの平均補助額の想定をそれぞれ明らかにされたい。
- 三 本事業において、事務局業務を担う中小機構及び民間事業者に支払われる予定額はいくらかを明らかにしたうえで、事務局業務の費用総額

と、中小機構及び民間事業者ごとの支出内訳をそれぞれ明らかにされたい。

四 本事業の事務局業務のうち、中小機構が直接担当する業務と、民間事業者に再委託される業務の区分を明確にしたうえで、それぞれの業務ごとの費用を可能な限り明らかにされたい。

五 本事業における事務局業務の運営費用について、事業総額に占める割合、及び補助金総額に対する割合の想定をそれぞれ示したうえで、過去の類似事業と比較して、事務局業務の運営費用が事業総額や補助金総額に対して占める割合の増減傾向を明らかにされたい。

六 事務局業務の委託先となる民間事業者の選定過程と契約形態をそれぞれ明らかにしたうえで、随時契約がある場合は、その理由を説明されたい。

七 本事業における支出全体の決算処理はどのように行われる予定か。

八 本事業における補助金の実際の交付額、事務局業務にかかる費用、その他の経費などについての明細は国民に開示されるか。

九 前記を踏まえ、本事業の資金配分の透明性の確保が必要と考えるが、政府の見解如何を右質問する。

内閣衆質二一七第八一 号

令和七年三月十四日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員松原仁君提出中小企業生産性革命推進事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出中小企業生産性革命推進事業に関する質問に対する答弁書

一から六までについて

令和六年度補正予算において措置した中小企業生産性革命推進事業(以下「本事業」という。)については、独立行政法人中小企業基盤整備機構が管理業務を実施しているところ、お尋ねの「事務局業務」を担う「民間事業者」については、本事業に係る補助金の交付決定などの当該補助金の執行業務を行うものであるが、その選定に当たっては、同機構が策定した「中小企業生産性革命推進事業補助金交付要綱」に基づき、同機構が、御指摘の「事務局」としての執行業務を行うことを希望する「民間事業者」から同業務に関する補助金の交付に係る申請を受け付け、当該申請の内容を審査し、当該交付の決定を行っており、お尋ねの「事務局業務の委託」は行っていない。また、補助金事業の対象となる事業(以下「対象事業」という。)の採択に当たっては、お尋ねの「事務局業務」を担う「民間事業者」において、対象事業への応募に当たって提出された事業計画を精査することに加え、当該応募を行った事業者への支援の必要性等を考慮した上で、当該応募に対する評価を行い、さらに、有識者によって構成される第三者委員会による審査及び承認を経て、採択するか否かを決定することとしており、現在、これらを進めているところである。こうしたことから、お尋ねの諸点については変動するものであり、予断をもちてお答えすることは差し控えたい。

七から九までについて

お尋ねの「本事業における支出全体の決算処理」及び「補助金の実際の交付額、事務局業務にかかる費用、その他の経費など」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、経済産業省としては、予算の執行に当たっては、その透明性を向上させ、効率的な活用につなげていくことが重要であると考えており、「行政事業レビューの実施等について」(平成二十五年四月五日閣議決定)に基づき、行政事業レビューシートを作成し、各年度における「費目・使途」を公表しているところである。

関税法等の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

令和七年二月七日

内閣総理大臣臨時代理 林 芳正  
国務大臣 林 芳正

関税率法等の一部を改正する法律

(関税率法の一部改正)

第一条 関税率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表第四〇四〇二・一〇号中「受ける児童」の下に「若しくは同条第二十三項に規定する事業による遊び及び生活の場の提供を受ける乳児若しくは幼児を加え、」及び「を」並びに「に」を改め、別表第二九〇五・三九号を次のように改める。

二九〇五・三九  
その他のもの  
一 一・六ヘキサンジオール  
二 その他のもの

別表第二九二三・九〇号中「  
二 その他  
のもの  
四・六」を  
二 シクロヘキシル  
ミド及びシクロ  
ムヒドロキシ  
三 その他のもの  
四

(エチル)シメチルアンモニウムプロ  
ヘキシル(エチル)シメチルアンモニウ  
ド

無税  
に改める。  
・六」

(関税法の一部改正)

第二条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条の四第三項中「保存(第七条の九第二項において準用する場合を含む)の下に。以下この項において同じ」を、「行われた電子取引の取引情報に係る電磁的記録」の下に「第九十条の五に規定する財務省令で定めるところに従って保存が行われているもの(以下この項において「特定電磁的記録」という。)であつて、その保存が関税の納税義務の適正な履行に資するものとして財務省令で定める要件を満たしている場合における当該特定電磁的記録(当該保存義務者により当該特定電磁的記録の保存が行わ

れた日以後引き続き当該要件を満たして保存が行われているものに限る。)を除く。」を加える。

(関税暫定措置法の一部改正)

第三条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「令和七年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項及び第八項、第七条の四第一項並びに第七条の六第一項及び第五項中「令和六年度」を「令和七年度」に改める。

第八条の二第三項中「国で」を「国及びこれに準ずるものとして政令で定める国であつて」に改める。

第十三条第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

別表第一〇四〇二・一〇号中「受ける児童」の下に「若しくは同条第二十三項に規定する事業による遊び及び生活の場の提供を受ける乳児若しくは幼児を加え、」及び「を」並びに「に」を改め、同表第一八〇六・一〇号中「二〇・四」を「一九」に改め、同表第一八〇六・二〇号中「二〇・九」を「一九・九」に改め、同表第一九〇一・九〇号中「二二・三」を「二二・二」に改め、同表第二一〇六・一〇号中「七・七」を「五・八」に改め、同表第二一〇六・九〇号中「二二・三」を「二二・二」に改める。  
別表第一第二九〇九項の次に次の一項を加える。

無税  
四・六

二九・三四 核酸及びその塩(化学的に単一であるかないかを問わな  
い)並びにその他の複素環式化合物  
その他のもの  
二九三四・九九 その他のもの  
二 その他のもののうち  
リチウム・ビス(オキサラト)ポレート

無税

別表第一の三中「令和七年三月三十一日」を「令  
和八年三月三十一日」に改め、同表第〇四〇二・  
一〇号中「受ける児童」の下に「若しくは同条第  
二三項に規定する事業による遊び及び生活の場  
の提供を受ける乳児若しくは幼児」を加え、  
「及び」を「並びに」に改める。  
別表第一の三の二、別表第一の六及び別表第  
一の八中「令和七年三月三十一日」を「令和八年三  
月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行  
する。ただし、第二条及び次条の規定は、令和  
九年一月一日から施行する。

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の関税法第十  
二条の四第三項の規定は、令和九年一月一日以  
後に関税法第十二条第九項に規定する法定納期  
限が到来する関税について適用し、同日前に当  
該法定納期限が到来した関税については、なお  
従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰  
則の適用については、なお従前の例による。  
(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律

の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め  
る。

理 由

最近における内外の経済情勢等に対応するた  
め、個別品目の関税率の見直し、電子取引の取引  
情報に関連した加重算税の加重対象の見直し、暫  
定関税率の適用期限の延長等の措置を講ずる必要  
がある。これが、この法律案を提出する理由であ  
る。

関税率法等の一部を改正する法律案(内  
閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における内外の経済情勢等に対  
応するため、関税率等について所要の改正を行  
うもので、その主な内容は次のとおりである。

1 令和七年三月末に適用期限が到来する暫定  
税率等について、その適用期限の延長等を行  
うこと。

2 個別品目の関税率について、鉱工業品四品  
目の基本税率又は暫定税率を無税とする見直  
しを行うこと。

3 特別特恵税率の適用対象について、後発開  
発途上国に準ずる国を対象国に追加するこ  
と。

4 この法律は、別段の定めがある場合を除  
き、令和七年四月一日から施行すること。  
二 議案の可決理由

本案は、最近における内外の経済情勢等に対  
応するため、関税率等について所要の改正を行  
うもので、時宜に適用ものと認め、可決すべき  
ものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を  
付することに決した。

令和七年三月十四日

財務金融委員長 井林 辰憲

衆議院議長 額賀福志郎殿

(別紙)

関税率法等の一部を改正する法律案に對  
する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきで  
ある。

一 関税率の設定に当たっては、我が国の貿易を  
めぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から  
国内産業、特に農林水産業及び中小企業の利益  
を十分に配慮しつつ、国民生活の安定・向上に  
寄与するよう努めるとともに、過度な恩恵を相  
手国に与えず調和のとれた対外経済関係の強化  
を図ること。

二 関税の基本税率を引き下げするための暫定税率  
については、その恩恵の規模や産業等について  
適用実態の公開を進めた上で、国内産業保護、  
消費者等の利益確保、国際交渉上の必要性等を  
具体的に考慮し、真に必要なかつ合理的と認めら  
れるものに限る、適用期限の延長措置を講じる  
こと。

三 自由貿易が人類の繁栄と世界の平和をもたら  
すとの基本的な考えに基づき、自由で公正・公  
平な経済秩序の維持・強化を推進するため、我  
が国の関税制度を不断に見直すとともに、保護  
主義的な政策が広まらないよう、諸外国及び国  
際機関との連携を強化すること。

四 最近における社会のデジタル化の進展等の技  
術革新、厳しさを増す安全保障環境など、税関  
を取り巻く経済・社会情勢が急速に変化する中  
で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、ま  
た、覚醒剤等の不正薬物、銃器、金地金、知的  
財産侵害物品やテロ関連物品等の密輸を阻止す  
るとともにロシア等に対する輸出入規制や経済  
安全保障へも対応し、水際において国民の安  
全・安心を確保しつつ、本年開催される大阪・  
関西万博におけるテロ対策や展示物等の的確か  
つ迅速な通関等を通じ安全かつ円滑な開催に寄  
与するため、高度な専門性を要する職務に従事  
する税関職員の見直し、処遇改善、機構・  
職場環境の充実、取締検査機器等を含む業務処  
理体制の整備及び安全管理の徹底等に特段の努  
力を払うこと。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

令和七年二月十二日

内閣総理大臣 石破 茂

裁判所職員定員法の一部を改正する法律  
案(昭和三十六年法律第五十三  
号)の一部を次のように改正する。

第二条中「二千七百十三人」を「二千六百六  
十六人」に改める。

附 則

この法律は、令和七年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

理 由

裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 (内閣提出) に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 裁判官以外の裁判所の職員の員数を四十七人減少すること。

2 この法律は、令和七年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

令和七年度裁判所関係予算に、約二億三千八百四十九万円減額した額が計上されている。

右報告する。

令和七年三月十四日

法務委員長 西村智奈美  
衆議院議長 額賀福志郎殿

(別紙)

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組みとともに、産業の高度化や国際化に対応できるよう裁判官の能力及び職責の重さの自覚の一層の向上に努めること。

二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。

三 当委員会における裁判所職員定員法改正案の審査に際しこれまでに付されてきた附帯決議等を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、現実的な実員の増減見通しも踏まえて更なる削減等も含め検討していくこと。

四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の数について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を引き続き国会に示すとともに、同制度や法改正の趣旨を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、

法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。

五 裁判手続等のデジタル化の進捗状況を踏まえ、合理化・効率化が可能な事務と注力すべき事務をそれぞれ考慮した上で裁判官・裁判所職員の適切な人員配置を行うよう努めるとともに、裁判官以外の裁判所職員の労働時間を把握し、適切な労働環境を整えること。

六 両親の離婚時における子どもの利益確保の要請等への対応、その他価値観の多様化に伴う家事事件の複雑化・困難化の動向等に対して、家庭裁判所における多角的な対応が適切かつ十分に行われるよう、裁判官・家庭裁判所調査官の充実を含め、家庭裁判所の人的・物的体制の強化を進めること。

七 裁判官・裁判所職員が健康的に働き続けられる職場環境を整備すること。子育て、介護など仕事と家庭の両立に向けた取組をより一層進めること。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案  
右の議案を提出する。

令和七年三月十四日

提出者

東日本大震災復興・  
防災・災害対策に関 金子 恭之  
する特別委員長

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案  
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和五十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「令和七年度」を「令和十二年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第二条第一項の同意を得た地震対策緊急整備事業計画については、同法第三条第二項の規定の適用については、同項中「五箇年」とあるのは、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律(令和七年法律第 号)附則第二条の規定の施行の日から起算して五年以内」とする。

(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律(令和二年法律第七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の項番号を削る。

理由

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の実施の状況に鑑み、その有効期限を令和十二年三月三十一日まで延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に伴い、令和七年度における地震対策緊急整備事業に係る国の負担又は補助の総額は、約三百三十三億円となる見込みである。

半島振興法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

令和七年三月十四日

提出者

国土交通委員長 井上 貴博

半島振興法の一部を改正する法律

半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「保全」の下に、「自然環境及び良好な景観の保全、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用」を加え、「から」を「を受けていること並びにこれにより」に改め、「鑑み」の下に「半島地域の振興に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、地域における創意工夫を生かし、半島地域と継続的な関係を有する半島地域外の人材を含む」を加え、「これらの地域を半島地域に、「向上及び」を「向上」に、「定住の促進」を「定住の促進等及び半島防災(半島地域におけるその地理的特性を踏まえた防災をいう。以下同じ。の)の推進」に改め、「均衡ある発展」の下に「並び

に地方における活力ある社会経済の創出及びその再生(次条第一号において「地方創生」という。)を加え、同条の次に次の二条を加える。(基本理念)

第一条の二 半島地域の振興のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 半島地域における産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にあることに鑑み、これらの整備等を推進することにより地域住民の生活の向上を図るとともに、地方創生の一環として、多様な主体の連携及び協力の促進、半島地域における定住の促進等を通じて、個性豊かで活力に満ちた自立的な地域社会が実現されることを旨とすること。

二 半島地域が国土の保全、自然環境及び良好な景観の保全、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用、多様な文化の継承、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っていることに鑑み、その役割が十分に発揮されるよう、半島地域の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進を図ることを旨とすること。

三 半島地域は三方を海に囲まれる等国土資源の利用の面における制約があることに鑑み、災害が発生した場合において住民が孤立することを防止するための施策等を推進することにも、これらを含む半島防災のための施策が国土強靱化(強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法平成二十五年法律第九十五号)第一条の国土強靱化をいう。第十五条の四におい

て同じ。)の理念を踏まえ着実に実施されることを旨とすること。

(国及び都道府県の責務)

第一条の三 国は、前条の基本理念にのっとり、半島地域の振興のために必要な施策を総合的かつ積極的に策定し及び実施する責務を有する。

2 都道府県は、前条の基本理念にのっとり、その区域の自然的社会的諸条件に応じた半島地域の振興のために必要な施策を策定し及び実施するよう努めるとともに、半島地域をその区域に含む市町村相互間の広域的な連携の確保及びこれらの市町村に対する半島地域の振興のために必要な情報の提供その他の援助を行うよう努めるものとする。

第二条の次に次の一条を加える。

(半島振興基本方針)

第二条の二 主務大臣は、半島振興対策実施地域の振興を図るため、半島振興基本方針を定めるものとする。

2 半島振興基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 半島振興対策実施地域の振興の意義及び方向に関する事項

二 基幹的な道路、港湾、空港等の人の往来及び物資の流通に資する交通施設並びに通信施設の整備その他の半島振興対策実施地域と国内の地域との間及び半島振興対策実施地域内の交通通信の確保に関する基本的な事項

三 農林水産業、商工業、情報通信業その他の産業の振興及び観光の開発に関する基本的な事項

四 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する基本的な事項

五 水資源の開発及び利用に関する基本的な事項

六 生活環境の整備に関する基本的な事項

七 医療の確保等に関する基本的な事項

八 介護サービス及び障害福祉サービス等の確保等に関する基本的な事項

九 高齢者及び児童の福祉その他の福祉の増進に関する基本的な事項

十 教育及び文化の振興に関する基本的な事項

十一 自然環境の保全及び再生に関する基本的な事項

十二 再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本的な事項

十三 国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項

十四 移住、定住及び特定居住(広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(平成十九年法律第五十二号)第二条第一項第一号ハの特定居住をいう。以下同じ。)の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保に関する基本的な事項

十五 水害、風害、地震災害(地震に伴い発生する津波等により生ずる被害を含む。第四条第一項第十七号において同じ。)その他の災害を防止するために必要な国土保全施設等の整備及び防災体制の強化その他の半島防災のための施策に関する基本的な事項

十六 前各号に掲げるもののほか、半島振興対策実施地域の振興に関する基本的な事項

主務大臣は、半島振興基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならない。

三 主務大臣は、半島振興基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、半島振興基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、半島振興基本方針の変更について準用する。

第三条第一項中「前条第一項を」を「第二条第一項」に改め、「関係都道府県は」の下に「半島振興基本方針に基づき」を加え、「作成しなければならない」を「作成するよう努めるものとする」に改め、同項後段を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「という」は「の下に」、当該半島振興対策実施地域に係る半島振興計画が作成されていない場合には「を」、「対し、」の下に「当該半島振興対策実施地域に係る」を加え、「の変更をする」を提案する「を」を作成することを要請する「に」、「当該提案を」に「当該半島地域市町村」に、「素案を作成して、これを提示し」を「案を添え」に改め、同項を同条第三項とし、同条第七項を削り、同条に次の九項を加える。

4 前項の規定による要請があつたときは、都道府県は、速やかに、当該要請に係る半島振興対策実施地域に係る半島振興計画を作成しなければならない。

5 半島地域市町村は、第三項の案を作成しようとするときは、あらかじめ、その半島振興対策実施地域の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

6 第三項の案の提出を受けた都道府県は、半島振興計画を作成するに当たつては、当該案の内容をできる限り反映させるよう努めるものとする。

7 半島振興計画に次条第一項第四号から第十七号までに掲げる事項を記載するに当たつては、半島地域市町村相互間の広域的な連携の確保及びこれらの半島地域市町村に対する半島地域の振興のために必要な情報の提供その他の援助についても、必要に応じて記載するよう、努めるものとする。

8 都道府県は、半島振興計画を作成したときは、直ちに、これを主務大臣(当該半島振興計画に係る地域が沖縄県の区域にあるものであるときは、内閣総理大臣を経由して、主務大臣)に提出するとともに、その内容を関係市町村に通知しなければならない。

9 主務大臣は、前項の規定により半島振興計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該半島振興計画についてその意見を主務大臣に申し出ることができる。

10 主務大臣は、第八項の規定により提出された半島振興計画が半島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対し、これを変更すべきことを求めることができる。

11 主務大臣は、第八項の規定により提出された半島振興計画について前項の規定による措置を執る必要がないと認めるときは、その旨を当該都道府県に通知しなければならない。

12 第二項、第三項及び第五項から前項までの規定は、半島振興計画の変更について準用する。この場合において、第三項中「は、当該半島振興対策実施地域に係る半島振興計画が作成されていない場合には」とあるのは「は」と読み替えるものとする。

第四条第一項第十号中「地震に伴い発生する津波等により生ずる被害を含む。」を削り、「強化」の下に「その他の半島防災のための施策」を加え、同号を同項第十七号とし、同項第九号を同項第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六 移住、定住及び特定居住の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保に関する事項

第四条第一項第八号を同項第十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

十三 自然環境の保全及び再生に関する事項  
十四 再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項

第四条第一項第七号中「高齢者」の下に「及び児童」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第六号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 介護サービス及び障害福祉サービス等の確保に関する事項

第四条第一項第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、同項第二号中「商工業」の下に「情報通信業」を加え、同号を同項第五号とし、同項第一号中「交通施設及び」を「人の往来及び物資の流通に資する交通施設並び」に改め、同号を同項第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一 半島振興対策実施地域の振興の基本的方針に関する事項  
二 半島振興対策実施地域の振興に関する目標  
三 計画期間

第四条第一項に次の二号を加える。  
十八 半島振興計画の達成状況の評価に関する事項

十九 前各号に掲げるもののほか、半島振興対策実施地域の振興に関し必要な事項

第四条第二項を削り、同条第三項中「関する計画」の下に並びに国土強靱化基本計画及び水循環基本計画を加え、同項を同条第二項とする。

第十二条の二の見出しを「交通の確保」に改め、同条中「等」を図るため、「を」、物資の流通の確保等を図るため、前三条に定めるもののほか、交通施設の整備及び保全並びに鉄道をはじめとする」に改める。

第十三条の見出しを「デジタル社会の形成に資する情報の流通の円滑化等」に改め、同条中「医療及び教育の充実等」を図るため、「を」地域公共交通の活性化及び再生、物資の流通の確保、医療及び教育の充実、災害情報の収集及び提供の円滑化等を図るとともに、半島地域におけるデジタル社会(デジタル社会形成基本法(令和三年法律第三十五号)第二条に規定する「デジタル社会をいう。))の形成に資するよう「円滑化及び」を「円滑化」に、「充実に」を「充実及び先端的な情報通信技術の活用」の推進に」に改める。

第十三条の二の見出し中「振興」を「振興等」に改め、同条第一項中「の振興」の下に「及びその競争力の強化」を、「防止」の下に「水産動植物の生育環境の保全及び改善」を加え、同条第二項中「の振興」の下に「及びその競争力の強化」を加える。

第十三条の三「する者」を「する者等」に改め、「おける」の下に「農林水産業その他の産業への」を加え、同条に後段として次のように加える。  
この場合において、情報通信技術の進展、その活用による場所に制約されない働き方の普及等の社会の変化にも留意するよう努めるものとする。

第十三条の四中「おける定住の促進」を「おいて移住、定住及び特定居住並びに持続可能な地域社会の維持及び形成を促進すること」に、「住宅及び」を「住宅等の整備(空家の活用によるものを含む。)、」に、「、廃棄物及び海岸漂着物」を「及び廃棄物」に改め、「施策」の下に「並びに地域における住民の生活及び産業の振興の拠点の形成を図るための施策」を加える。

第十三条の五中「配置」の下に、「情報通信機器を活用した診療及びそのための施設を設置を、」を含む」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域の無医地区以外の地区において医療の提供に支障が生じている場合には、必要な医師若しくは歯科医師又はこれを補助する看護師の確保、定期的な巡回診療、保健師の配置、情報通信機器を活用した診療及びそのための施設を設置、医療機関の協力体制の整備等により当該地区における医療の充実を図られるよう、適切な配慮をするものとする。

第十三条の六の見出し中「介護サービス」の下に「及び障害福祉サービス等」を加え、同条中「おける介護サービス」の下に「並びに障害者及び障害児に係る障害福祉サービス等」を、「提供」の下に「介護サービスに関する知識及び技術の習得の促進等を通じて地域の人材の活用等によるを、」者確保」の下に「並びに介護ロボット等の導入」を、「の充実」の下に「並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)及び児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の規定による障害者及び障害児に係る障害福祉サービス等の提供、当該

障害福祉サービス等に従事する者の確保、当該障害福祉サービス等に係る事業所等の整備、提供される当該障害福祉サービス等の内容の充実」を加える。

第十四条の見出し中「高齢者」の下に「及び児童」を加え、同条中「おける高齢者」の下に「及び児童」を、「施設」の下に「及び児童福祉施設を加え、同条の次に次の三条を加える。

(教育の充実)

第十四条の二 国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域において、その教育の特殊事情に鑑み、学校教育及び社会教育(情報通信技術の活用によるものを含む)の充実に努めるとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、子どもの心身の健全な成長に資するため、半島振興対策実施地域の区域外に居住する子どもが豊かな自然環境、伝統文化等を有する半島地域の特性を生かした教育を受けられるよう適切な配慮をするものとする。

(自然環境の保全及び再生)

第十四条の三 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の処理その他の半島振興対策実施地域及びその周辺の海域における自然環境の保全及び再生(自然景観の保全を含む)に資するための措置について適切な配慮をするものとする。

(再生可能エネルギーの利用の推進)

第十四条の四 国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域において、その自然的特性を生かしたエネルギーを利用することが、その経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適

切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要であること並びに土地、水、バイオマスその他の地域に存在する資源を活用した再生可能エネルギーの利用が地域経済の発展に寄与することに鑑み、地域の実情に応じた再生可能エネルギーの効果的かつ効率的な活用の観点から行う再生可能エネルギーの供給体制の整備に必要な支援その他再生可能エネルギーの利用を推進するために必要な支援等の施策の充実について適切な配慮をするものとする。

第十五条中「文化的所産」の下に「及び地域の風土等により形成された景観地」を加える。

第十五条の二中「おける」の下に「地域の特性を生かした観光地、高い国際競争力を有する観光地その他の魅力ある観光地の形成等を通じた」を加える。

第十五条の三を次のように改める。

(移住等の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保)

第十五条の三 国及び地方公共団体は、地域における創意工夫を生かしつつ、半島振興対策実施地域の持続的発展が図られるよう、多様な人材の確保に資する移住、定住及び特定居住の促進、地域社会の担い手となる人材の育成並びに年齢、性別等にかかわらず、多様な住民、特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう)、事業者その他の関係者間における緊密な連携及び協力を確保することについて適切な配慮をするものとする。

第十五条の四の見出しを(半島防災の推進及び

実効性の確保」に改め、同条中「あること」の下に「及び国土強靱化の観点」を加え、「及び」を「及び軽減するため、並びに」に、「孤立する」を「孤立し、及び地域経済の円滑な運営が著しく阻害される」に、「国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の施設及び設備の整備、防災のための住居の集団的移転の促進、防災上必要な教育及び訓練の実施、被災者の救難、救助その他の保護を迅速かつ的確に実施するための体制の整備及び関係行政機関の連携の強化その他の防災対策の推進」を「次に掲げる事項その他の半島防災のための施策の推進及びその実効性の確保」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 道路、港湾等の交通施設、水道、下水道等の供給施設及び処理施設、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫、再生可能エネルギー等を活用した非常用電源設備、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の施設及び設備の整備
- 二 防災のための住居の集団的移転の促進
- 三 防災上必要な教育及び訓練の実施
- 四 被災者の救難、救助その他の保護、施設及び設備の応急の復旧、緊急輸送の確保その他の災害応急対策並びに災害復旧を迅速かつ的確に実施するための体制の整備及び関係行政機関の連携の強化

第十五条の四の次に次の三条を加える。  
(感染症が発生した場合における生活に必要な物資の確保等)

第十五条の五 国及び地方公共団体は、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれのある

令和七年三月十八日 衆議院會議録第九号 半島振興法の一部を改正する法律案

る感染症が発生したことにより、半島振興対策実施地域と当該半島振興対策実施地域以外の地域との間の人の往来又は物資の流通が停滞し又は制限された場合には、当該半島振興対策実施地域において住民の生活の安定及び地域経済の円滑な運営が著しく阻害されるおそれがあることに鑑み、当該場合における住民の生活に必要な物資の確保及び事業活動の継続について適切な配慮をするものとする。

(生産機能及び生活環境の整備等が特に低位にある集落への配慮)

第十五条の六 人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の集落に比較して特に低位にある半島振興対策実施地域内の集落をその区域に含む半島地域市町村は、当該集落において、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設、郵便局等の活用等により、住民が日常生活を営むために必要な環境の維持等が図られるよう、適切な配慮をするものとする。この場合において、国及び都道府県は、当該半島地域市町村からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行う者の派遣その他の援助を行うよう努めなければならない。

(協議会)

第十五条の七 半島振興対策実施地域をその区域に含む都道府県、半島地域市町村又は半島振興対策実施地域の振興に取り組む団体等は、半島振興対策実施地域の広域的かつ総合的な振興の推進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

第十九条第二項中「第三条第一項、第二項及び

第四項」を「第二条の二第一項、同条第三項及び第四項」に改め、「含む。」の下に「並びに第三条第八項から第十一項まで(これらの規定を同条第十二項において準用する場合を含む。)」を、「農林水産大臣」の下に、「内閣総理大臣」を加える。  
附則第二項中「平成三十七年三月三十一日」を「令和十七年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定並びに次条及び附則第四条から第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日までに半島振興法第九条の二第九項の認定を受けた産業振興促進計画(同日までに同法第九条の四第一項の規定による変更の認定を受けたときは、その変更後のもの)であつて同日においてその計画期間の末日が令和七年三月三十一日であるものについては、その計画期間の末日を令和七年六月三十日とする。

(検討)

第三条 国は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の半島振興法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(総務省設置法の一部改正)

第四条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。  
附則第二条第二項の表令和七年三月三十一日の項を次のように改める。

令和七年三月三十一日 振興山村(山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項に規定する振興山村をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

附則第二条第二項の表令和十五年三月三十一日の項の次に次のように加える。  
令和十七年三月三十一日 半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。)の振興に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

(農林水産省設置法の一部改正)

第五条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。  
附則第三項の表令和七年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。  
令和十七年三月三十一日 半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。)の振興に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

(国土交通省設置法の一部改正)

第六条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。  
附則第二条第一項の表令和七年三月三十一日の項を次のように改める。  
令和十七年三月三十一日 振興山村(山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項に規定する振興山村をいう。以下同じ。)の振興に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

附則第二条第一項の表に次のように加える。  
令和十七年三月三十一日 半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。附則第九条第一項において同じ。)の振興に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

附則第五条の表に次のように改める。  
令和十七年三月三十一日 山村振興法  
附則第五条の表に次のように加える。  
令和十七年三月三十一日 半島振興法

附則第九条第一項の表令和七年三月三十一日の項を次のように改める。  
令和十七年三月三十一日 振興山村の振興に關する総合的な政策に係る計画に關する調査及び調整その他当該計画の推進に關する事務  
附則第九条第一項の表に次のように加える。

令和十七年三月三十一日

半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に  
関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務

理由

最近における半島地域の社会経済情勢に鑑み、引き続き半島地域の振興を図るため、半島振興法の有効期限を十年延長するとともに、目的規定を整備し、基本理念、国等の責務及び半島振興基本方針に係る規定を定め、半島振興計画の内容を拡充するほか、産業基盤及び生活環境の整備、半島地域の魅力の増進、移住等の促進、半島防災の推進等に関する配慮規定の拡充及び新設、協議会等に関する規定の整備等半島地域の振興のため必要な措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約七億円の見込みである。

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

令和七年三月十八日

提出者  
議院運営委員長 浜田 靖一

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律(昭和二十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「又は」を「又は」に改め、同条ただし書中「国会議員には」の下に「旅費のうち宿泊のための種目及び」を加える。

第二条を次のように改める。

第二条 旅費の種目及び内容は、両議院の議長が協議して定めるところによる。

第四条第一項中「日当は」の下に「証人として出頭し又は陳述した」を加え、同条第二項を削る。

第五条を次のように改める。

第五条 証人がこの法律又は旅費及び日当の支給に関し両議院の議長が協議して定める規程に違反して旅費及び日当の支給を受けた場合には、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第一百四十四号)第十条第一項の例による。

附則

(施行期日)

1 この法律は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に議院に出頭をし又は陳述(証人の補佐人(以下「証人」という。))を以てして、助言(以下同じ)をした証人、公述人、参考人及び証人の補佐人(以下「証人等」という。)の当該出頭又は陳述に係る旅費及び日当について適用し、施行日前に議院に出頭をし又は陳述をした証人等の当該出頭又は陳述に係る旅費及び日当については、なお従前の

例による。ただし、施行日前に議院に出頭をし又は陳述をした証人等の当該出頭又は陳述に係る旅行で、施行日以後に旅行内容に変更が生じた場合は、新法の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

理由

国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、証人等の旅費及び日当について整理する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院憲法審査会規程の一部を改正する規程案

右の議案を提出する。

令和七年三月十八日

提出者  
議院運営委員長 浜田 靖一

衆議院憲法審査会規程の一部を改正する規程

衆議院憲法審査会規程(平成二十一年六月十一日議決)の一部を次のように改正する。  
第十八条中「出頭」の下に「情報通信技術を利用する方法による出頭を含むものとする。」を加える。

理由

参考人が有している知識、経験等を意見の開陳又は質疑によつて聴取し、憲法審査会の審査又は調査をより充実したものにすると参考人制度の趣旨を踏まえ、憲法審査会における参考人の出頭

について、オンラインによる出頭を含むものとする旨明記する必要がある。これが、この規程案を提出する理由である。

